

**平成 18 年度**  
**米国における地域経済開発及び**  
**中小企業振興に関する調査**

～グローバル時代における新しい地域経済振興のあり方～

**2007 年 3 月**

**独立行政法人 中小企業基盤整備機構**

# 目次

エグゼクティブ・サマリー .....	1
<b>第1章 連邦政府による取り組み .....</b>	<b>2</b>
1.1 商務省 .....	2
(1) 経済開発局 (EDA) .....	2
(2) 国立標準技術研究所 (NIST) .....	7
1.2 財務省 .....	10
(1) CDFIプログラム .....	10
(2) 新市場税クレジット (NMTC) プログラム .....	13
(3) 銀行事業アワード (BEA) プログラム .....	15
1.3 中小企業庁 (SBA) .....	17
(1) 中小企業投資会社 (SBIC) プログラム .....	17
(2) 中小企業開発センター (SBDC) .....	20
(3) 規制柔軟法 (Regulatory Flexibility Act) .....	23
<b>第2章 州政府による取り組み .....</b>	<b>26</b>
2.1 リスクキャピタル支援 : ウィスコンシン州 .....	26
(1) 初期ビジネス投資プログラム .....	27
(2) 技術商業化のための補助金及び融資プログラム .....	28
(3) 成果 .....	30
2.2 リスクキャピタル支援 : ニューメキシコ州 .....	31
(1) 州投資協議会 (SIC) .....	31
(2) 経済開発局 .....	32
(3) 成果 .....	34
2.3 イノベーション支援イニシアチブ : インディアナ州 .....	34
(1) インディアナ 21 世紀研究技術基金 .....	35
(2) 研究開発税クレジット .....	36
(3) 成果 .....	36
2.4 イノベーション支援イニシアチブ : デラウェア州 .....	37
(1) 民間セクターのイノベーション促進 .....	38
(2) 成果 .....	39
<b>第3章 教育機関・民間レベルでの取り組み .....</b>	<b>40</b>
3.1 産学パートナーシップの例 : インディアナ・ベンチャーセンター .....	40

3.2	競争力審議会.....	42
<b>第4章</b>	<b>分析結果（まとめ） .....</b>	<b>45</b>
4.1	連邦政府による取り組み.....	45
4.2	州政府による取り組み.....	45
4.3	教育機関・民間レベルでの取り組み.....	46

## 図表

図 1 : EDAプログラム概観 .....	3
図 2 : プログラム別EDA補助金額・件数内訳 .....	4
図 3 : MEPプログラム概観 .....	7
図 4 : MEP予算推移 .....	9
図 5 : CDFIプログラム概観 .....	11
図 6 : CDFI金融機関投資内訳 (合計 15 億ドル) .....	12
図 7 : NMTCプログラム概観 .....	13
図 8 : CDEによる投融資内訳 .....	14
図 9 : BEAプログラム概観 .....	16
図 10 : SBIC債券プログラム構造 .....	18
図 11 : SBICプログラム総費用推移 (単位 : 千ドル) .....	19
図 12 : SBDCプログラム総費用推移 (単位 : 千ドル) .....	21
図 13 : 規制柔軟法 普及状況 .....	24
図 13 : 初期ビジネス投資プログラム概観 .....	28
図 14 : プライベートエクイティプログラム概観 .....	32
図 15 : ニューメキシコ州経済開発局ゾーン分け .....	33
図 16 : ピッツバーグにおけるクラスター構成 .....	43
表 1 : EDAが提供するプログラム .....	3
表 2 : プエブロ経済指標の推移 .....	6
表 3 : MEPプログラム・サービス概要 .....	8
表 4 : 2003 年度CDFI金融機関あたりの支援数 .....	12
表 5 : CDFI基金からNMTCプログラムへの予算配分 (単位 : 10 億ドル) .....	14
表 6 : NMTCプログラムによる投融資額 (全米上位 10 州) .....	15
表 7 : ニューヨーク州SBDCが提供するサービス / プログラム .....	21
表 8 : SBDCパフォーマンス .....	22
表 9 : 初期ビジネス投資プログラム内容 .....	28
表 10 : 技術商業化のための補助金及び融資プログラム内容 .....	29
表 11 : デラウェア州ニューエコノミー・イニシアチブ概要 .....	37
表 12 : インディアナ・ベンチャーセンターにおける主要プログラム .....	41

## エグゼクティブ・サマリー

米国では、地域経済の発展を米国全体の競争力強化の礎として捉えており、競争力強化のためのツールとしてイノベーションに注目が集まっている。米国企業の 99.7% を占める中小企業は、地域経済及びイノベーションの担い手として認識されており、イノベーションを地域の中小企業から生み出す取り組みが連邦・州・教育機関及び民間レベルで展開されている。

本報告書「2006 年度米国における地域経済開発及び中小企業振興への取り組み調査」の第 1 章では、連邦政府の取り組みとして、商務省、財務省、中小企業庁に着目し、各機関が実施している中小企業支援をフォーカスした地域経済支援政策について検証を行った。

第 2 章では、州政府による取り組みとして、ウィスコンシン州、ニューメキシコ州、インディアナ州、デラウェア州を取り上げ、各州の経済開発のためのイニシアチブと、それに伴う具体的政策について紹介する。

第 3 章では、教育機関・民間レベルでの取り組みを扱い、産学パートナーシップの例としてインディアナ州のベンチャーセンターの例を挙げる。また、競争力審議会による地域イノベーションイニシアチブとして、ペンシルバニア州ピッツバーグに着目した。

第 4 章では、これらの調査結果を基に、米国における地域経済開発と中小企業支援に関し、連邦、州政府、教育機関・民間レベルに分け分析を行う。

## 第1章 連邦政府による取り組み

### 1.1 商務省

米国における産業の育成、促進、発展のための経済開発・技術発展政策の実施を主務とする商務省では、地方主導による経済開発のための支援を積極的に行っている。例えば、経済開発局（Economic Development Administration：EDA）は、経済的に低迷した地域における経済開発計画へ補助金給付を行っており、また、国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology：NIST）では製造拡張ネットワーク（Manufacturing Extension Partnership：MEP）を通じて、米国経済のけん引役となる中小製造業者を支援している。同章ではまず、地域経済開発及び中小企業振興のための商務省の取り組みについて紹介する。

#### （1）経済開発局（EDA）

EDAは、米国のイノベーションと競争力を強化し、グローバル経済において米国の地域が成長と繁栄を遂げるための経済開発政策を主導する目的で 1965 年に設立された。米国経済を支える地方に主眼を置くEDAは、産業構造の変化などを含む様々な理由で経済的に低迷している地域において、雇用を生み出し、産業的・商業的成長を促すためのプログラムを提供している。EDAにて省庁間の調整を行うスペシャリスト（Intergovernmental Affairs Specialist）のフランク・モンテフェラント氏（Frank Monteferrante）によると、EDAが支援を行う地域の基準は、全米の平均失業率より 1%以上高い地域であるという<sup>1</sup>。ただし、自然災害などの緊急の対応を要する状況変化があった場合、又、自然資源を扱う産業（漁業など）の衰退に伴い、その地域の経済復興支援を行うこともある。

EDA は、地域経済の再生においてはあくまで各地域が主導的役割を果たし、EDA はこれを支援する立場にあるべきであるという原則の下、州政府や地方自治政府、経済開発地区（economic development district）、非営利組織、インディアン部族組織など地域経済再生の主体となる組織に対して補助金を給付している。したがって、EDA が民間企業に直接補助金を給付することはない。EDA が支援する経済開発地区は、複数の群（カウンティ）を集約した地域を指し、現在、全国に約 260 地区が存在する。モンテフェラント氏はインタビューの中で、これらの経済開発地区は必ずしも州政府の管轄区分とは合致していない点に意義があるとした。同氏によると、州境は必ずしも経済地区の特性の違いを表すものではないこと、また州政府の支援を受けられない経済地区を EDA が補填することが重要であるとの認識から、EDA はこの経済開発地区を支援対象の単位として重視している。以下に EDA が提供するプログラムの概観とプログラム一覧を示す。

<sup>1</sup> 2006 年 12 月 13 日、EDAにて実施した同氏とのインタビューより。

図 1 : EDA プログラム概観



出所：ワシントンコア

表 1 : EDA が提供するプログラム

プログラム名	概要
公共事業及び経済開発プログラム Public Works and Economic Development Program	地域の雇用や投資、競争力を生む上で重要となる公共インフラ及び施設の建設や復旧の支援を行う
経済調整支援プログラム Economic Adjustment Assistance Program	緊急の状況変化や時間とともに経済的逆境に置かれた地域に技術、計画立案、インフラ支援を行う
研究・技術支援 Research and National Technical Assistance	起業やイノベーションにより地域の競争力を高めるための研究や技術開発を支援する
地方地域支援 Local Technical Assistance	公益・非営利セクターのリーダーが経済開発に関する適切な判断を行う際に必要な知識や情報のギャップを補うための支援を行う
計画立案プログラム Planning Program	総括的な経済開発戦略の作成、実行、改正のための支援を行う
大学センター経済開発プログラム University Center Economic Development Program	大学が有する多様で豊富な資源を地域コミュニティが利用するための支援を行う
企業向け貿易調整支援プログラム Trade Adjustment Assistance for Firm Program	全国 11 箇所にある貿易調整支援センターを通じ、海外からの類似商品の輸入により国内での売上げや雇用を失った企業を支援する

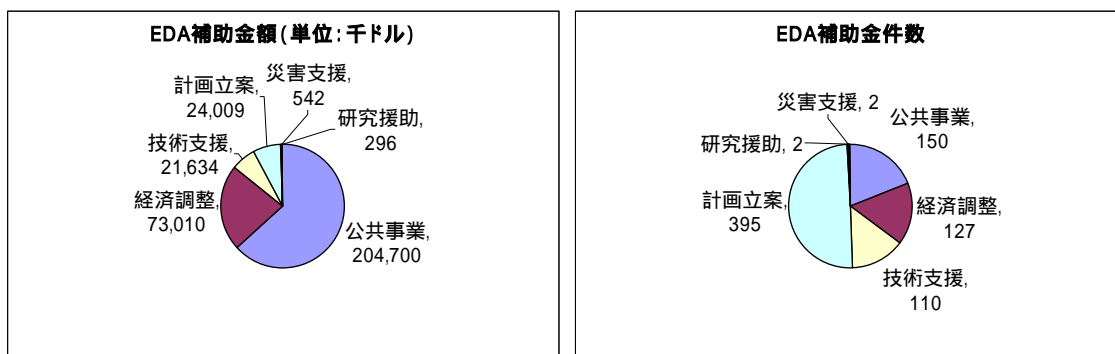
出所：EDA ウェブサイト

2004 会計年度（2003 年 7 月 1 日から 2004 年 6 月 30 日）に EDA は 3 億 2,400 万ドルの補助金を給付しているが、そのうち公共事業及び経済開発プログラムが 2 億 470 万ドルと補助金の大半を占めている。ついで経済調整支援プログラムへの補助金が多く、7,301 万

ドルとなっている。モンテフェラント氏もまた、企業を誘致するための地域インフラの整備や、旧工業地・ビルの改修などは EDA が行う最も典型的な支援であると述べている。また、件数と補助金額を比較すると、補助件数における公共事業の占める割合に対して補助金額に占める割合が高く、同事業の支援単価が他のプログラムに比べて高いことがわかる。たとえば、公共事業及び経済開発プログラムでは平均給付額は約 137 万ドル（1 件あたりの給付額は 15 万 9,000 ドルから 600 万ドル）となるが、経済調整支援プログラムでは平均給付額は約 57 万ドル（1 件あたりの給付額は 1 万 2,000 ドルから 570 万ドル）となる。

また、1 つのプロジェクトに複数の連邦・州政府が関わることもあり、例えばインフラ整備の際に環境面に関わることについては環境庁と協力しているという。EDA が 2004 年度に給付したプログラム別補助金額及び件数を図 2 に示した。

図 2：プログラム別 EDA 補助金額・件数内訳



出所：EDA, “EDA 2004 Annual Report”

EDA が 2004 年度に支給した補助金を州別に見ると、補助金が最も給付されたのはカリフォルニア州で 2,728 万ドル（計 28 件）であった。続いてアラスカ州 2,198 万ドル（27 件）、テキサス州 1,496 万ドル（計 29 件）となる。逆に最も少なかったのはデラウェア州で給付合計額は 11 万ドル（1 件）であった<sup>2</sup>。

#### EDA プログラム活用事例 ～コロラド州プエブロ（Pueblo）～

##### < 背景 >

<sup>2</sup> EDA, “EDA 2004 Annual Report”



コロラド州プエブロ郡プエブロ市は州都デンバーから約 180 キロ南に位置する人口約 10 万人の地方都市である。「鋼鉄の町」と呼ばれる通りプエブロには製鉄所があり、かつて住民は大学に行かなくても製鉄所での仕事により豊かな生活を送ることができたという。しかしながら 1970 年代後半から 1980 年代前半にかけて米国の鉄鋼業界の不況のあおりを受け、同市の主要企業であるコロラド石油・鉄鋼会社 (Colotado Fuel & Iron : CF&I) は 1982 年までに 2,400 人の従業員を解雇した。CF&I 社に依存する関連会社の従業員も含めるとその影響は更に肥大し、1982 年からの 10 年間でプエブロ郡の失業者は合計で 9,900 人以上増加し、失業率は 19.7% を記録するなど著しく経済状態が悪化した。

#### < 計画立案 >

1985 年、EDA から経済調整のための補助金を受けたプエブロ市は、都市再生計画のための調査に着手した。プエブロ市は、繁華街の再生、既存企業の拡大・保持、人材育成、工業団地に着目した都市再生計画を立案し、特に以下の 3 点を主な柱とした。

1. 新しい雇用機会創出のため、新たな製造業を工業団地 ( Airport Industrial Park ) に誘致する。最大の問題は既存インフラの再設備。
2. 従来の製造業中心から他のセクターへと地域経済の基盤を多様化、かつ安定化させるため、事業支援プログラムを提供するとともに、工業団地又は中心街にて事業を開設するための機会を促進する。
3. 将来の経済変化を予期し、これに備えるためのトレーニング提供など、人材育成を行う。

#### < 実施 >

プエブロ市はまず、新しい産業の呼び込みを行うため、官民両セクターからなる「プエブロ経済開発会社 ( Pueblo Economic Development Corporation ) 」を創設した。次に、住民投票により認められた消費税の増税を行い、増税分を新規雇用の創出に使用した。EDA による補助金は、地域経済再生のための立案、工業地域のインフラの開発、そして中小企業インキュベータ施設の設置のために利用された。

1994 年、プエブロ市は消費税の増税による収入のうち 1,800 万ドルを使ってホテルと会議センターの建設にあたった。1995 年には、同じく増税による収入から 1,300 万ドルを利用して「ヒストリック・アーカンソー・リバーウォークプロジェクト ( Historic Arkansas Riverwalk Project : HARP ) 」を立ち上げ、同市の中心街を流れるアーカンソー川を中心に公園、トレイル、歩道沿いのカフェ、商業・小売施設、アートやエンターテイメントのための公共スペースを設けた。EDA機関誌「Economic Development America」によると、

このHARPは企業の誘致に大いに貢献することになったという。同市はまた、観光客を呼び込むために美術館や広場の再開発を行い、中心街の活性化につなげている<sup>3</sup>。

これらの地域再生計画には、プエブロ市と EDA、プエブロ経済開発会社の他に、プエブロ商業会議所、ラテン商業会議所、コロラド州立大学プエブロ校、プエブロコミュニティカレッジ、プエブロ学区 60、プエブロ学区 70 が提携した。

< 成果 >

このような 20 年に渡る努力の結果、プエブロ市は失業率の低下だけでなく、雇用や人口の増加など目覚ましい成果を挙げた。以下に EDA が発表したプエブロ市の経済指標の推移を示す。

表 2：プエブロ経済指標の推移

指標	1980 年	1985 年	2005 年
雇用数	46,682	44,761	64,089
失業率 (%)	10.3	10.5	6.8
人口 (プエブロ郡)	125,972	121,907	151,322
平均年収 (名目値)	N/A	16,611	30,463
平均年収 (2004 年基準の実質値)	N/A	28,630	30,463
資産価値 (名目値、単位:100 万ドル)	468.0	458.6	1,058.9

出所：EDA, “Economic Development America”

このプエブロ市の再開発はEDAから高い評価を受け、2006 年経済調整戦略賞 (Excellence in Economic Adjustment Strategies) を受賞した。プエブロ市の計画が成功した要因として、成果があまり現れない時期にも着実に計画を遂行させたことにあると EDA は分析する<sup>4</sup>。

#### プログラムの効果

EDA は上記のプエブロ市のような地域開発戦略の成功例を表彰し、ベストプラクティスとして米国中の地域経済開発団体での共有を図っている。2006 年はプエブロ市を含め 6 団体が受賞し、そのケーススタディを機関誌「Economic Development America」にまとめている。

現在入手可能な最新のEDA年次報告書 (2004 年度) によると、2004 会計年度に行った 3 億 2,400 万ドルの給付金により、16 万の雇用を創出したという。また、公共事業及び経済

<sup>3</sup> EDA, “Economic Development America,” Summer 2006

<sup>4</sup> 同上

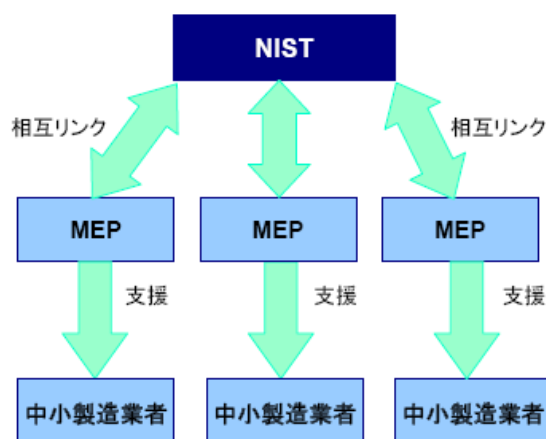
開発プログラムや経済調整支援プログラムによる補助金をレバレッジとして、民間セクターから 104 億ドルの投資が誘発された<sup>5</sup>。

## (2) 国立標準技術研究所 (NIST)

NIST は、計測科学や基準、技術を開発、応用することで米国のイノベーションと競争力を高めることを目的に 1901 年に商務省下に設置された。NIST は技術や技術の計測手段・ツール、データなど産業界のニーズに沿った研究や技術の標準化活動を行う他、製造拡張ネットワーク (Manufacturing Extension Partnership : MEP) を通じた中小製造業者への支援を実施している。

MEP は、米国 50 州とプエルトリコに約 350 箇所ある非営利センターのネットワークで、経営管理や品質管理の改善等を通じて中小製造業者の競争力強化を図ることを目的としている。各センターは NIST を通じて相互リンクしており、専門家や米国中から集められた製造業に関する専門的知識を共有することができる (図 3 参照)。各センターで提供するサービスは、経営改善から従業員のトレーニング、情報技術の導入まで中小製造業者のニーズに応じたものとなっており、スタッフが直接指導にあたるほか、外部のコンサルタントを活用して指導を行うケースもあるという。表 3 に、各センターにて提供されるサービス内容の一覧を示す。

図 3 : MEP プログラム概観



出所 : ワシントンコア

<sup>5</sup> EDA, "Economic Development America," Summer 2006

表 3 : MEP プログラム・サービス概要

プログラム/サービス目的	概要
経営のスリム化 Lean	国際的な協力に直面する中小製造業者に、無駄を省き新しいフローを実行するための系統的アプローチ構築のための支援を行う
戦略的管理 Strategic Management	各センターの経験豊富なコンサルタントが戦略的管理を行うための知識やノウハウを提供する
品質システム Quality System	製品の設計から発送まで、品質管理に影響するプロセスを定期的に定義、計測、改善するシステムを構築するための支援を行う
成長のための計画 Growth Planning	製品のイノベーション、プロセスの改善、ビジネスモデルの構築や市場分析など、中小製造業者の事業成長を支援する
サプライチェーン・マネジメント Supply Chain Management	サプライチェーン・マネジメントの導入、運用に関する情報提供を行う
環境、健康、安全 Environmental, Health, and Safety	廃棄物の減量や省エネ、安全な職場環境を実現するための取組みについての知識やノウハウを提供する
人事/組織的発展 Human Resources/ Organizational Development	業務分析やパフォーマンス管理、トレーニングなど人事体制の改善を支援する

出所: NIST ウェブサイト

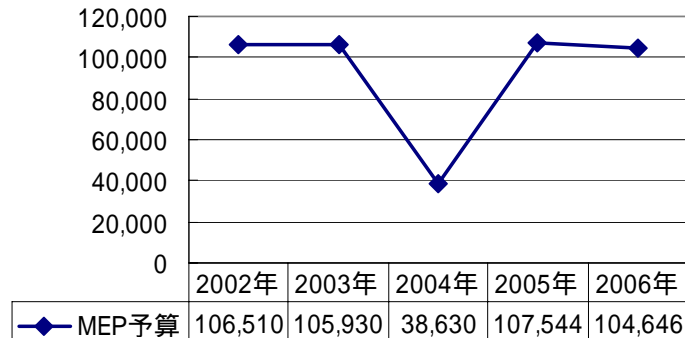
上記のプログラムやサービスを利用するコストは、初期評価や簡単な支援であれば無料であるが、本格的な指導やカウンセリングを受ける場合は有料となる。各センターでの MEP プログラム資金は、連邦政府と州・地方自治政府が 3 分の 1 ずつ、残りの 3 分の 1 が利用者からのサービス料となっている。各センターで提供されるサービスは、EDA による支援と同様に連邦政府ではなく地方組織がイニシアティブを取っていることから、各地域のニーズに合わせたサービスの提供が可能となる。

MEPの当初の計画では、2004 年以降に連邦政府からの支援を除々に減らしていくことになっていた<sup>6</sup>ため、予算を大幅に削減している。しかし 2005 年に入り、米国経済における製造業の重要性が見直されたことから、2004 年度には政府から MEP への予算配布が継続されることとなった<sup>7</sup>。以下に MEP プログラムへの予算推移を示す。

<sup>6</sup> NIST, プレスリリース 2003 年 2 月 3 日

<sup>7</sup> NIST, プレスリリース 2004 年 2 月 2 日

図 4 : MEP 予算推移



出所 : NIST, “Budget, Planning and Economic Studies”

#### プログラムの効果

2003年10月から2004年9月までにMEPを利用した企業へのアンケートによると、MEPによるサービス利用により以下のような成果があったとしている<sup>8</sup>。

- 2005年度は1万6,448企業がMEPサービスを利用
- 43,624の雇用が創出又は保持された
- 売上げが合計で18億8,900万ドル増加した
- 26億4,300万ドルの売上げが保持された
- 7億2,100万ドルのコストが減少した
- 9億4,100万ドルが設備投資や従業員のトレーニング等のために支出された

米国GDPの12%、輸出の61%を占める製造業は、米国経済のけん引役として広く認識されている<sup>9</sup>。その中でも米国製造業の雇用の70%を占める中小製造業者は、米国の生産高の半分以上を占めており、その存在は極めて大きい。1992年から2004年までに米国の製造業者の生産性は63%向上し、それ以外の産業の34%と比べて2倍以上となった<sup>10</sup>。成長を続ける米国製造業界において、MEPは中小製造業者の技術力・生産性の向上に貢献しているといえよう。

<sup>8</sup> NISTウェブサイト, <http://www.mep.nist.gov/about-mep/overview.html>

<sup>9</sup> National Association of Manufacturers, “National Key Fact,” [http://www.nam.org/s\\_nam/bin.asp?CID=202325&DID=233605&DOC=FILE.PDF](http://www.nam.org/s_nam/bin.asp?CID=202325&DID=233605&DOC=FILE.PDF)

<sup>10</sup> NISTウェブサイト, <http://www.mep.nist.gov/about-mep/overview.html>

## 1.2 財務省

米国における経済的・財政的繁栄と安定を任務とする財務省は、1994年に地域開発金融基金（Community Development Financial Institutions Fund、以下CDFI基金）を設立し、地域経済開発に取り組んでいる。CDFI基金は、全ての米国人が妥当な資金やクレジット、財政サービスが受けられることを目的とし、以下の4プログラムを通じた補助金助成や税クレジット配分を行っている。

### CDFIプログラム

新市場税クレジット（New Market Tax Credit：NMTC）プログラム

銀行事業アワード（Bank Enterprise Award：BEA）プログラム

原住民イニシアチブ（Native Initiatives）プログラム

CDFI基金を受けるためには、地域開発金融機関（Community Development Financial Institutions、以下CDFI金融機関）又は地域開発機関（Community Development Entities：CDE）として認定を受ける必要がある。ここでは、地域経済開発に密接に関わるCDFIプログラム、NMTCプログラム、BEAプログラム、の3つに絞り紹介する。

#### （1）CDFIプログラム

CDFIプログラムは、金融商品やサービスが利用できない低所得者やコミュニティに対する支援を行うCDFI金融機関に資金を提供するプログラムである。2007年1月1日現在、米国には774のCDFI金融機関が存在する<sup>11</sup>。CDFI金融機関として認定されるためには、以下の要件を満たす必要がある<sup>12</sup>。

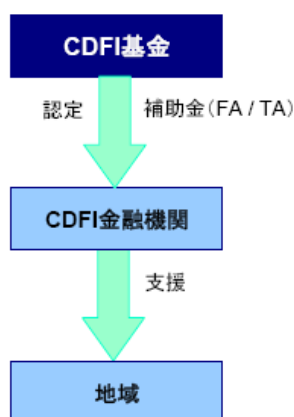
- 申請時に法人組織であること
- コミュニティ開発の促進を主要ミッションとして掲げていること
- 金融機関であること
- 1つまたはそれ以上の市場をターゲットとすること
- 金融活動と連動した開発サービスを提供すること
- 特定のターゲット市場へのアカウンタビリティを維持すること
- 非政府組織であり、いかなる政府組織からのコントロールを受けないこと（部族政府は除く）

<sup>11</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト, <http://www.cdfifund.gov/docs/2005/2005glossary.pdf>

<sup>12</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト, [http://www.cdfifund.gov/what\\_we\\_do/programs\\_id.asp?programID=9](http://www.cdfifund.gov/what_we_do/programs_id.asp?programID=9)

CDFI 金融機関は金銭的支援（Financial Assistance：FA）補助金又は技術支援（Technical Assistance：TA）補助金を通じ、CDFI 基金を受け取る。以下に CDFI プログラムの概観を示す。

図 5：CDFI プログラム概観



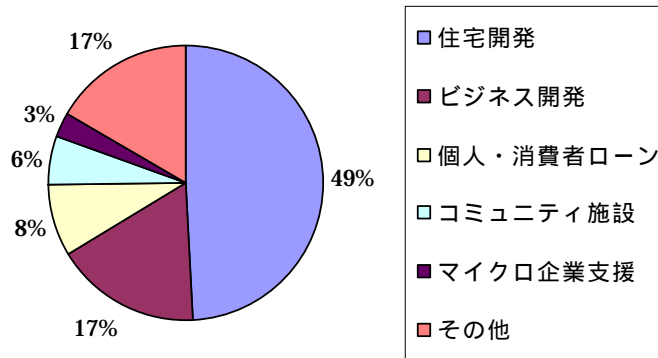
出所：ワシントンコア

FA補助金を受けたCDFI金融機関は、経済開発（雇用創出、ビジネス開発など）、住宅開発、コミュニティ開発のための財政サービス、の3点を目的とし、融資や投資、トレーニング、技術支援などのサービスをターゲット市場へ提供する。CDFI金融機関はFA補助金と同額以上の資本を非政府機関から集め、民間投資とのバランスを取らなくてはならない。実際、CDFI金融機関はFA補助金をレバレッジとして、平均してFA補助金の約20倍にあたる資本を民間セクターから調達しているという<sup>13</sup>。一方でTA補助金は、CDFI金融機関がターゲット市場へのサービス提供のために必要な技術を獲得するためのコンサルティングサービスや、技術・サービスの購入、スタッフトレーニングの資金として使用される。

財務省が2005年に発表した最新の「2001年度年次調査結果」によると、2001年度にCDFI金融機関が行った投資（合計15億ドル）の内訳は以下の通りとなる。

<sup>13</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト, [http://www.cdfifund.gov/what\\_we\\_do/programs\\_id.asp?programID=7](http://www.cdfifund.gov/what_we_do/programs_id.asp?programID=7)

図 6 : CDFI 金融機関投資内訳 (合計 15 億ドル)



出所：財務省, “Fiscal Year 2001 Annual Survey Results”

#### プログラムの効果

2004 年度はFA補助金として 6,750 万ドルが支出され、CDFI金融機関は補助金の約 27 倍となる 18 億ドルを民間資本から獲得した。CDFI金融機関によるサービスにより、それまで銀行口座を持たなかった 1 万もの個人・企業が新たに口座を開いたという。また、CDFI金融機関は約 1 万 9,000 戸の住宅建設・改築のための出資を行い、1 万 2,000 に及ぶ雇用の創出又は保持に貢献した<sup>14</sup>。

表 4 に、2003 年度の CDFI 金融機関における操業年数別のプログラム成果を示す。数値は、CDFI 金融機関 1 機関あたりの平均支援件数となる。

表 4 : 2003 年度 CDFI 金融機関あたりの支援数

	4 年以下	5 年から 9 年	10 年から 17 年	18 年以上	全 CDFI 平均
新規雇用創出	35.6	74.1	56.7	156.8	97.3
支援した住宅開発数	401.7	227.2	245.7	846.3	468.3
初めての住宅購入者支援数	27.6	100.5	83.7	92.4	81.1

出所：財務省, “The Benefit of a Maturing CDFI Industry”

<sup>14</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト, [http://www.cdfifund.gov/impact\\_we\\_make/overview.asp](http://www.cdfifund.gov/impact_we_make/overview.asp)



## (2) 新市場税クレジット (NMTC) プログラム

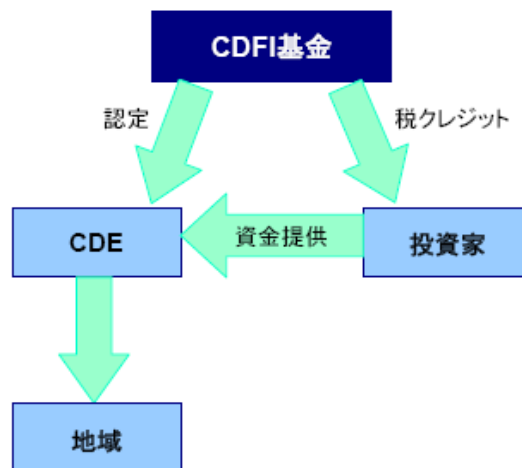
NMTCプログラムは、地域開発を手がける地域開発機関 (Community Development Entities : CDE) への投資を促すための税優遇制度である。CDEに投資を行った投資家<sup>15</sup>は、連邦所得税の税クレジットを受けることができる。

CDEとは、低所得コミュニティにおいて投融資、財務相談サービスを提供する企業またはパートナーシップのことである。以下にCDEとして認定されるための要件を示す<sup>16</sup>。

- 申請時に法人組織であること
- 低所得者・地域へのサービス提供を主要ミッションとして掲げていること
- ターゲットとする低所得地域の住民へのアカウントビリティを維持すること

認定されたCDEは、CDEへ資金提供する投資家がNMTCプログラムによる税クレジットを享受するため、財務省CDFI基金にCDFI基金配分の申請を行う。申請が許可された場合、CDEへ資金提供する投資家は、投資額の最大 39%に該当する税クレジットを 7 年間にわたり受けすることができる<sup>17</sup>。また、CDEは他のCDEからの融資や投資についてもNMTCプログラムによる税クレジットが適用される<sup>18</sup>。

図 7 : NMTC プログラム概観



出所：ワシントンコア

<sup>15</sup> 個人投資家、企業、投資会社を含むいかなる課税対象となる人・団体

<sup>16</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト,

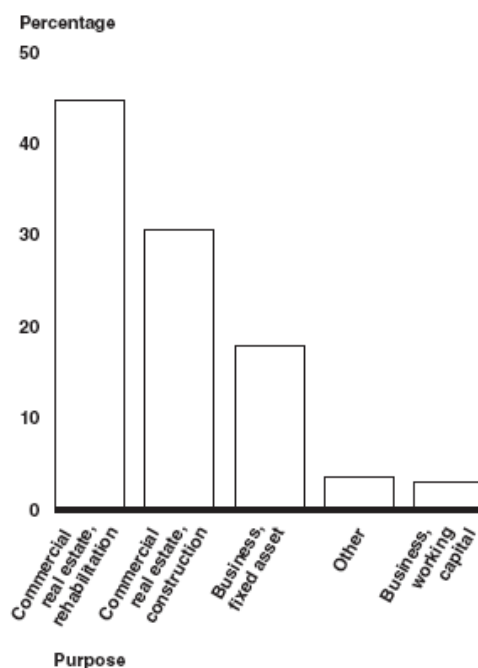
[http://www.cdfifund.gov/what\\_we\\_do/programs\\_id.asp?programID=10](http://www.cdfifund.gov/what_we_do/programs_id.asp?programID=10)

<sup>17</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト, [http://www.cdfifund.gov/what\\_we\\_do/programs\\_id.asp?programID=5](http://www.cdfifund.gov/what_we_do/programs_id.asp?programID=5)

<sup>18</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト, [http://www.cdfifund.gov/what\\_we\\_do/programs\\_id.asp?programID=5](http://www.cdfifund.gov/what_we_do/programs_id.asp?programID=5)

各 CDE は、ターゲットとする低所得地域に関する知識と専門性を活かして投融資等を行うが、図 8 に示す通り、商業不動産の復旧や建設のための投融資が全体の 75% を占めており、固定資産の購入やビジネス運営資本の提供がその後に続いている。

図 8 : CDE による投融資内訳



出所：政府説明責任局

NMTCプログラムは 2003 年より実施されており、米国議会により 2008 年度までCDFI基金から同プログラムに対する予算配分が以下のように定められている<sup>19</sup>。

表 5 : CDFI 基金から NMTC プログラムへの予算配分 (単位 : 10 億ドル)

配分ラウンド	年度	予算配分
ラウンド 1	2003 年	2.5
ラウンド 2	2004 年	3.5
ラウンド 3	2005 年	2
ラウンド 4	2006 年	4.1
ラウンド 5	2007 年	3.9
ラウンド 6	2008 年	3.5
合計		19.5

出所：政府説明責任局

<sup>19</sup> 政府説明責任局, “New Markets Tax Credits Appears to Increase Investment by Investors in Low-Income Communities, but Opportunities Exist to Better Monitor Compliance,” 2007 年 1 月

### プログラムの効果

財務省CDFI基金によると、2004年12月31日までにCDEは15億ドルを資金調達し、そのうち13億ドルが低所得コミュニティに投融資された。その結果、300の新規雇用が創出されたという。また、約1.2万平方キロメートル分の商業用不動産が建築又は復旧され、建築業において3万3,000もの新規雇用が生まれたとしている<sup>20</sup>。

また、政府説明責任局（Government Accountability Office：GAO）が2007年1月に発表した報告書によると、2007年1月までにNMTCプログラムへの基金提供は第4ラウンドまで終了し（表5参照）、179のCDEに合計121億ドルが配分されたとしている。NMTCプログラムによる投資インセンティブにより、これまでCDEには53億にのぼる地域開発のための投資が集まった。以下に、2003年から2005年度までに行われたNMTCプログラムを利用した投融資合計額が、全米上位10に入った州の投融資額などを示す。

表6：NMTCプログラムによる投融資額（全米上位10州）

上位10州	投融資合計額	NMTC投融資全米合計額における割合	NMTCプロジェクト数
カリフォルニア州	303,081,270 ドル	9.74%	58
ニューヨーク州	239,178,566 ドル	7.68%	25
オハイオ州	201,857,969 ドル	6.49%	69
メイン州	153,527,250 ドル	4.93%	13
ウィスコンシン州	149,131,108 ドル	4.79%	26
ミズーリ州	146,165,868 ドル	4.70%	22
マサチューセッツ州	145,059,237 ドル	4.66%	34
ケンタッキー州	135,117,406 ドル	4.34%	44
ノースカロライナ州	126,420,590 ドル	4.06%	14
ワシントン州	125,703,680 ドル	4.04%	19

出所：政府説明責任局

### (3) 銀行事業アワード（BEA）プログラム

BEAプログラムは、CDFI金融機関（CDFI）への投資拡大や低所得地域における投融資・サービス活動の拡大に貢献する金融機関への補助金助成プログラムである。こうした金融機関への助成金提供により、地域経済開発を支援することを目的とする。

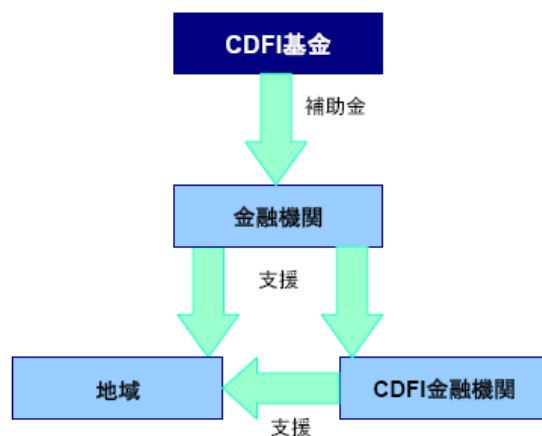
助成の対象となるのは、連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation）<sup>21</sup>が保証する金融機関で、CDFI金融機関又は経済的に低迷するコミュニティへの投資やその他の支援を増加することが条件となる。CDFI金融機関自身はBEAプログラムに申請す

<sup>20</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト, [http://www.cdfifund.gov/impact\\_we\\_make/overview.asp](http://www.cdfifund.gov/impact_we_make/overview.asp)

<sup>21</sup> 預金者保護を目的として1933年に設立された預金保険機関

ることはできない。財務省CDFI基金は、BEAプログラムに申請した金融機関の中から、利用可能な資本やコミュニティへの貢献度を考慮し、補助金の給付対象となる機関を選定する。

図9：BEAプログラム概観



出所：ワシントンコア

BEAプログラムにおいて、金融機関への補助金の額は以下の点を考慮して決定される<sup>22</sup>。

- 補助金申請後の評価期間中に金融機関が実行した「認定活動（Qualified Activities）」<sup>23</sup>の増加
- 資金の可用性（availability）
- 金融機関の選定の段階で行われた CDFI 基金による金融機関の評価

2005 年度は、申請した 84 金融機関の中から 57 機関が選ばれ、合計 980 万ドルの補助金が支給された。980 万ドルの内訳は、CDFI金融機関支援のための補助金が 590 万ドル、経済的に困窮する地域への支援のための補助金が 390 万ドルであった。また、87 のCDFI金融機関が補助金を受けた金融機関から財政支援を受けた<sup>24</sup>。さらに 2006 年度には、BEAプログラムを通じた金融機関への補助金額は 1,200 万ドルに増加され、47 金融機関へと補助金が支給された<sup>25</sup>。

<sup>22</sup> Federal Resister Vol. 68, No. 23, “Rules and Regulations,” 2003 年 2 月 4 日

<sup>23</sup> CDFI関連活動、経済的に困窮したコミュニティへの融資、財政サービスやコミュニティーサービス等のサービス活動

<sup>24</sup> 財務省CDFI基金ウェブサイト、

<http://www.cdfifund.gov/awardees/2005/2005BEAAwardHighlights.pdf>

<sup>25</sup> 財務省CDFI基金プレスリリース、2006 年 7 月 6 日

財務省CDFI基金ディレクター（当時）のアーサー・ガルシア氏（Arthur Garcia）は、「金融機関とCDFI金融機関の間のパートナーシップの促進や、低所得コミュニティの住民に必要な財政サービスを提供することで、全ての米国人が妥当な資金やクレジット、財政サービスを受けられるというCDFI基金のビジョンの達成に貢献している」とBEAプログラムの意義について述べている<sup>26</sup>。

### 1.3 中小企業庁（SBA）

中小企業庁（Small Business Administration：SBA）は中小企業を支援し、自由競争の維持と米国の経済全体を強化する目的で 1953 年に設立された連邦独立機関である。SBA は地域振興を主目的とした中小企業支援プログラムを設けていないが、一般投資家からの投資を受けにくい地域や産業の支援、各州に存在するの中小企業開発センターを通じた支援、中小企業にとって負担の大きい州レベルの規制緩和の促進などを通じ、地域振興に貢献している。本項目では、同庁による地域振興に関連する主なプログラムの概要を紹介する。

#### （1）中小企業投資会社（SBIC）プログラム

1958 年、米国議会はベンチャー振興政策として「中小企業投資法（Small Business Investment Act）」を成立させ、同法に基づき、SBA に中小企業投資会社（Small Business Investment Companies：SBIC）プログラムが設置された。この SBIC プログラムでは、SBA は既定の条件を満たした民間投資会社に中小企業投資会社（SBIC）の免許を与え、資金援助を行うことで、ベンチャー企業への投資拡大を目的としている。SBIC プログラムには 1958 年に設置された債券（Debentures）プログラムと、1994 年に設置され 2004 年に停止された利益配当権付き保証（Participating Securities）プログラムの 2 種類がある。

債券プログラムでは、SBIC が発行した債券を SBA がプールし、金融市場で販売する。その際に SBA は、債券購入者に対して元本と利払いを保証する。SBIC は、SBA から調達した資金と民間投資家から調達した資金を合わせ、成長が期待される中小企業やベンチャー企業へ株式投資や融資を行う。SBIC は SBA に対して所定の利子を支払い、満期になった債券については元本を返済する義務がある。

一方で、利益配当権付き保証プログラムは基本的な仕組みは債券プログラムと共通しているが、SBIC が収益を上げられなかった場合、SBA への利子や元本の支払いを保留できる

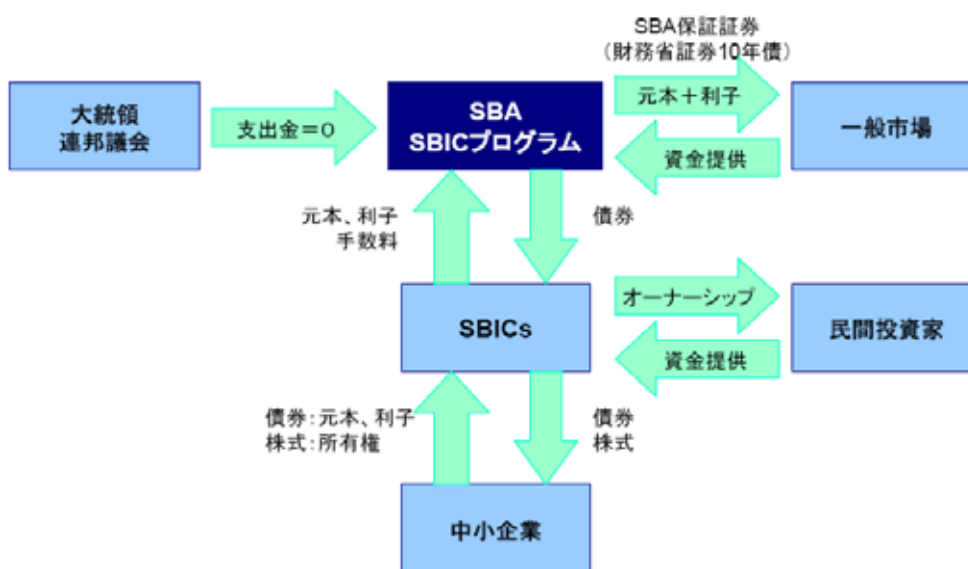
---

<sup>26</sup> 財務省CDFI基金プレスリリース, 2006年7月6日

部分が債券プログラムと異なる。したがって利益配当権付き保証プログラムでは、SBA の取るリスクは債券プログラムより高くなるが、その代わりに SBIC が収益を上げた場合は SBA も利益の一部を共有することができる。

以下に SBIC 債券プログラムの構造を示す。

図 10 : SBIC 債券プログラム構造



出所 : SBA, “SBIC Program Overview”

利益配当権付き保証プログラムは、創業初期段階の収益が出にくいベンチャー企業への資金調達手法として一定の効果を上げたものの、SBICが倒産に至るケースも多くあり、27億ドルの損失を計上したことから2004年10月に停止された<sup>27</sup>。従って、現在は債券プログラムのみとなっている。SBA投資担当副長官代理 (Deputy Associate Administrator for Investment) であるハリー・ハスキンス氏 (Harry E. Haskins) はインタビュー<sup>28</sup>の中で、SBAはSBIC投資先や投資額について干渉しないが、業績の悪いSBICについては資金を回収部 (Redemption Office) に移し、SBICの資金管理に制限を加えることができると説明した。実際に資金の委譲が行われたSBICのほとんどは、利益配当権付き保証プログラムへの参加企業であった。

SBICプログラムの資金は、SBAの保証証券によりSBA自身が調達しており (図 10 参照)、連邦政府からの補助金は受けていない。一方のSBICは、資金の3分の2をSBAから、残

<sup>27</sup> <http://www.sba.gov/INV/faq.html>

<sup>28</sup> 2006年12月13日、SBAにて実施。

りの 3 分の 1 を民間投資家から調達しているという（ハスキンス氏）。2005 年 10 月から 2006 年 9 月までの SBIC プログラムの統計を見ると、SBIC は 3,674 社、その他マイノリティが経営する中小企業への投融資を目的とする専門 SBIC（Specialized SBIC）は 101 社となり、融資合計額は 28 億 9,724 万ドルにのぼった<sup>29</sup>。

以下に、SBA による SBIC プログラム総費用を示す。

図 11：SBIC プログラム総費用推移（単位：千ドル）



出所：SBA, “SBA’s 2006 Performance & Accountability Report”

#### プログラムの効果

SBIC プログラムは地域経済開発を目的としたプログラムではないが、新規ベンチャー企業や成長期にある中小企業の資金ニーズに対応するという側面で、地域経済の活性化に貢献している。ハスキンス氏は、民間ベンチャーキャピタルと SBIC の違いは、SBIC が通常では資金調達の難しい中小企業にも投資の窓口を広げ、「市場の下部層にも到達している」点にあるとした。

例えば、米国のベンチャー企業はカリフォルニア州やテキサス州、ニューヨーク州など限られた州に集中していると言われているが、SBIC は全国各地において支援を行っている。支援対象となる産業も、民間のベンチャーキャピタルによる投資の 3 分の 2 はハイテク産業に集中しているが、SBIC の投資先はハイテクが 3 分の 1 であり、それ以外の産業も多

<sup>29</sup> SBA, “Summary of SBIC Program Financing” <http://www.sba.gov/INV/tables/2006/stats/tab1.pdf>

様に支援しているという。更に、近年のベンチャー市場全体の傾向として、資金や取引が大規模化しているが、SBICは小規模なベンチャー企業や取引を対象としている。

SBICプログラムによって成長した企業として、アップル・コンピュータ社（Apple Computer）やインテル社（Intel Corp.）、フェデラル・エクスプレス社（Federal Express）やステーブルズ社（Staples）等、現在の米国を代表する大企業が含まれる。

## （２） 中小企業開発センター（SBDC）

SBAが運営する中小企業開発センター（Small Business Development Center：SBDC）では、中小企業のオーナーや起業を目指す起業家を対象に、トレーニングや教育プログラム、カウンセリング等を通じ、企業経営に必要な情報やガイダンスの提供を行う。SBDCは現在、全米50州及びワシントンDC、グアム、プエルトリコ、サモア、バージン諸島に合計63箇所<sup>30</sup>設置され、その傘下に1,100箇所のサービスセンターが点在している。各州には、SBDCに出資し、プログラムの調整や管理を行うリード組織（lead organization）が存在する。

SBDC副長官代理（Deputy Associate Administrator）であるジェーン・スミス氏（Jean Smith Z. Smith）はインタビュー<sup>31</sup>の中で、SBDCプログラムでは全米に共通したSBAの指令に則ってサービスが提供されるため、地域ごとに大きな違いはないと説明した。ただし、地方の特色や自然災害などの状況の変化に合わせ、サービスの導入や提供方法がカスタマイズされる。例えば、2005年にハリケーン・カトリーナによる大規模な被害が発生した際、ルイジアナ州のSBDCは連邦緊急事態管理局（Federal Emergency Management Agency：FEMA）やSBAの災害支援関連情報の提供を行う等の対応に当たった<sup>32</sup>。また、グアムやサモアなど文化的違いのある地域においては、地域に適した社会経済的な支援を行っているという<sup>33</sup>。スミス氏は昨今のSBDCプログラムの傾向として、オンラインサービスの活用が高まっていることを挙げた。ブロードバンドの普及やネットリテラシーの向上により、それまでSBDCが到達できなかった層へのサービス提供が可能となってきた。

<sup>30</sup> テキサス州には4箇所、カリフォルニア州には6箇所設置されている。

<sup>31</sup> 2006年12月13日、SBAにて実施。

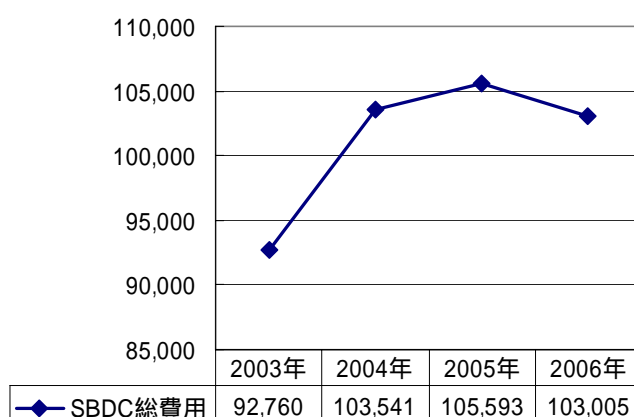
<sup>32</sup> ルイジアナ州SBDCのハリケーン・カトリーナ災害支援関連情報は <http://www.lsbdc.org/stories/katrina.html>から入手可能。

<sup>33</sup> 例えばサモアでは、事業で収益が上がると家族内で分ける習慣があり、投資に回し事業を成長させるという観点がほとんどない。したがってサモアでは、事業運営のための教育プログラムを提供し、ビジネスと文化のバランスを取っているという。



SBDC の運営資金は、SBA の負担が最大 50%とされ、残りはリード組織を始めとして、州・地方政府、州政府運営の経済開発センター、地域の商工会議所、州立・私立大学、その他教育機関などが賄うことになっている。したがって経済規模の小さい地域では SBA 以外からの運営資金調達が難しいことから、支援サービスも小規模なものが主体となる。SBA からの資金は SBDC でのサービス提供のために使用され、直接中小企業に付与されることはない。以下に、SBDC のプログラム総費用の推移を示す。

図 12 : SBDC プログラム総費用推移 (単位 : 千ドル)



出所 : SBA, "SBA's 2006 Performance & Accountability Report"

#### SBDC プログラムの活用事例 ~ ニューヨーク州 ~

ニューヨーク州 SBDC は 1984 年に設立され、現在までに 25 万件以上の新興企業や既存中小企業の支援を行ってきた。同州のプログラムはニューヨーク州立大学によって運営され、ニューヨーク州内にはサービスを提供する地域センターが 23 箇所、アウトリーチオフィスが 29 箇所ある。SBA やニューヨーク州立大学その他、同センターのスポンサーやパートナーには、ニューヨーク州政府、ニューヨーク市立大学、ニューヨーク州商工会議所、複数の民間企業等が含まれる。

ニューヨーク州 SBDC は特に、女性、退役軍人、障害者、マイノリティへのカウンセリングやトレーニングサービスに力を入れている。また、特に製造業者や輸出業者、技術系企業などニューヨーク州の雇用創設、投資、経済成長を促進する中小企業への支援についても重点的に取り組んでいる。以下にニューヨーク州 SBDC が提供するサービスやプログラムの概要を示す。

表 7 : ニューヨーク州 SBDC が提供するサービス / プログラム

サービス/プログラム	概要
無料カウンセリング	ビジネス計画の再設計等の経営支援、効率化・生産性向上のための技術支援など、対面又は電子メールでのカウンセリングの提供
トレーニング	起業やビジネスに必要な知識やノウハウに関するトレーニングセッションを各地域センターにて提供
教育プログラム	中学生や高校生など若者や教育者を主なターゲットとした、オンラインでの起業カリキュラムやワークショップ等の提供
国際ビジネスプログラム	他国の言語や規制、ビジネス慣習などの情報提供や、独自のネットワークを通じたコンタクトや資源の提供
退役軍人ビジネスアウトリーチプログラム	退役軍人向けのワークショップやトレーニングセッションの開催、事業コンセプトの評価・支援、コンタクト先の紹介など
防衛市場への経済変化支援 (Defense Economic Transition Assistance)	防衛業界へのシフトを計画する製造業者などに、製品や資金調達、マーケティングについてカウンセリングの提供
災害回復プログラム	災害やその他の緊急事態の後に、災害支援プログラムの情報提供や、損失や財務記録を回復するためのカウンセリングの提供

出所：ニューヨーク州 SBDC ウェブサイト

#### プログラムの効果

スミス氏によると、SBDC プログラムのパフォーマンスは雇用の増加と支援を受けた企業の収入増加額によって測定されるという。2003年から2006年までのSBDC全体のパフォーマンス指標は以下の通りとなる。

表8：SBDC パフォーマンス

	2003年	2004年	2005年	2006年
支援企業数	687,535	725,799	706,501	703,019 (予測)
雇用増加数	163,647	168,630	209,287	173,613 (目標)
収入増加額 (単位：100万ドル)	7,155	9,638	6,923	7,504 (目標)

出所：SBA, "SBA's 2006 Performance & Accountability Report"

前出のニューヨーク州SBDCによると、1984年から現在までに同センターは新興企業5万4,471社、新規雇用7万3,000の創出に貢献し、29億ドルの投資資本と7,600万ドルの政府契約を生み出し、毎年1億5,700万ドルの税収入の上昇につながっているという<sup>34</sup>。2004年10月1日から2005年9月30日までの1年間で見ると、1万5,347人が合計9万6,847時間に及ぶカウンセリングを受け、新しく創出又は失われずにすんだ雇用数は7,576となる<sup>35</sup>。

<sup>34</sup> NYS SBDC, "An Emphasis on Results 2006,"

<http://www.nyssbdc.org/resources/Publications/Emphasis%20on%20results2006.pdf>

<sup>35</sup> NYS SBDC, "Return on Investment 2006,"

<http://www.nyssbdc.org/resources/Publications/return%20on%20invest%20bro%2006.pdf>

地域のリード組織が主体となり、産学官のパートナーシップにより提供される SBDC プログラムは、その地域の環境の変化に対応できる柔軟さを持ち合わせていることから「多様な形で地域経済やベンチャー企業に貢献している」（スミス氏）という。

### （3）規制柔軟法（Regulatory Flexibility Act）

SBA 施策広報局によると、従業員 20 人以下の企業が規制遵守のために負担する 1 人当たりのコストは、大企業と比べ 45% も高くなる<sup>36</sup>。このように規制による負担が大きい中小企業を保護するため、1980 年 9 月に規制柔軟法（Regulatory Flexibility Act：RFA）が制定された。同法は、連邦省庁が新たな規制案を提出する場合に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとり負担の少なく同等の効果のある代替案の分析を行い、それらの分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることを要求するものである。しかしながら同法は、RFA の遵守について裁判所が判定することを認めておらず、実際の効力という面で十分とはいえなかった。そのため、1996 年 3 月に執行力を伴う規制執行公正法（Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act：SBREFA）が制定され、その効力がより強化された。

このように連邦レベルにおいては中小企業の規制負担を緩和する方策が取られてきたものの、各州レベルでは規制制定における中小企業の規制負担について正しく認識されないなど、同等の取り組みがなされていなかった。したがって 2002 年 12 月、SBA 施策広報局は、RFA を基に州レベルの規制柔軟法のモデルを作成し、各州への検討を促した。同モデルでは、州レベルの規制柔軟法において以下の点を記載するよう奨励している。

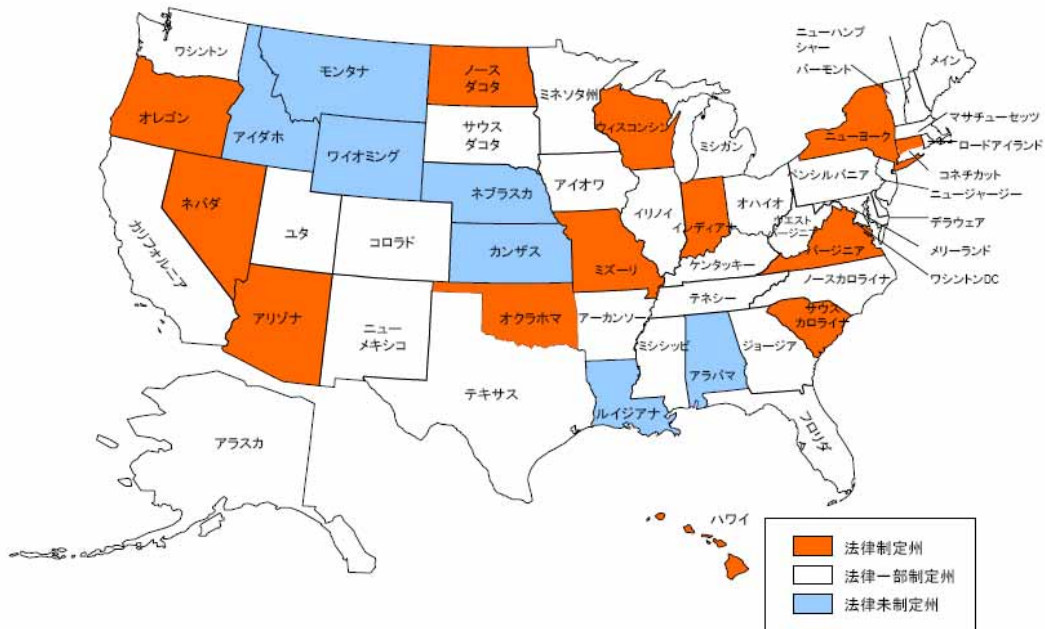
- 中小企業の定義
- 規制を導入する前に州政府組織が実施すべき経済影響分析の要件
- 規制目的を達成する一方で中小企業への負担が少なくなる代替案の要件
- 既存の規制を定期的に見直すことを求める規定
- 法律に執行力を持たせる司法審査

州レベルの規制柔軟法は、現在、13 州<sup>37</sup>とプエルトリコにて法律が制定され、30 州<sup>38</sup>では一部が法律として既に制定されている。一方、7 州<sup>39</sup>とワシントン DC、グアム、バージン諸島においては未制定となっている（下図参照）。

<sup>36</sup> SBA Office of Advocacy, “The Impact of Regulatory Costs on Small Firms,” 2005 年 9 月

<sup>37</sup> アリゾナ州、コネチカット州、ハワイ州、インディアナ州、ミズーリ州、ネバダ州、ニューヨーク州、ノースダコタ州、オクラホマ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、バージニア州、ウィスコンシン州

図 13：規制柔軟法 普及状況



出所：ワシントンコア

### 規制柔軟法の効果

SBA施策広報局は、2004 年度に規制柔軟法により中小企業は連邦レベルだけで 171 億ドルのコストを節約することができたと報告する<sup>40</sup>。中小企業はこの節約したコストを事業の拡大など生産的な目的のために利用することができる。

規制柔軟法を制定した州において、SBA施策広報局は州議員や中小企業コミュニティ、そして州政府と協力し、法律の実施や実効性を確保するための支援を行っている。同局は、規制が中小企業に与える影響や代替策について調査する際に、中小企業所有者からの情報を非常に重視している。同局は、中小企業とコミュニケーションを取り、規制柔軟法の実現を促進するツールとして、無料の電子メールによる規制アラート・システムにを活用し

<sup>38</sup> アラスカ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、デラウェア州、フロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ミシシッピ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オハイオ州、ペンシルバニア州、ロードアイランド州、サウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、バーモント州、ワシントン州、ウェストバージニア州

<sup>39</sup> アラバマ州、アイダホ州、カンザス州、ルイジアナ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ワイオミング州

<sup>40</sup> SBA Office of Advocacy, “Small Business Regulatory Flexibility Model Legislation Initiative,” 2005 年 9 月

ている。このシステムに登録すると、中小企業に影響を及ぼしうる通知や規制案が提出された際に、関連団体にその情報が送られる<sup>41</sup>。

---

<sup>41</sup> 同上

## 第2章 州政府による取り組み

地域振興の原動力となる中小企業の成長や、スタートアップ企業が生成されやすい環境作り、起業家文化の土壌作りなどへの施策は、州レベルでも展開されている。本章では、州政府の地域経済開発のための取り組みとして、州によるベンチャーキャピタル支援、イノベーション支援への取り組み事例（各2州）を紹介する。

### 2.1 リスクキャピタル支援 : ウィスコンシン州



米国中西部ウィスコンシン州は酪農で有名であるが、実は電子医療機器製造業では全米雇用の10%を同州が占めているなど、ハイテク産業が盛んな州でもある<sup>42</sup>。しかし、経済系シンクタンクのミルケン研究所（Milken Institute）が2004年に発表した技術系ベンチャー企業による投資アクセス

ランキングでは、ウィスコンシン州は全米50州の中で32位と低位にランキングされ<sup>43</sup>、ベンチャー投資をめぐる環境に課題が提示されていた。

2003年1月にウィスコンシン州知事に就任したジム・ドイル（Jim Doyle）知事（民主党）は、同年9月に同州における包括的経済成長を成し遂げるための「Grow Wisconsin」イニシアチブを発表した。ドイル知事が提示したイニシアチブは、以下の9点から成る<sup>44</sup>。

- 最低賃金の値上げ
- 製造業の強化
- 職業トレーニングへの支出拡大
- ベンチャーキャピタルへ今後10年で3億ドルの投資
- 税クレジット制度の拡大
- 研究の商業化のための新しいプログラムを創設
- 包括的規制改革の実行

<sup>42</sup> Targeted News Service, “Wisconsin’s Tech Export Grew by 34 Percent in 2005,” 2006年4月19日

<sup>43</sup> Wisconsin Technology Network, “An analysis of Wisconsin’s new venture capital and early stage finance program,” 2004年4月19日

<sup>44</sup> ウィスコンシン州プレスリリース, 2003年9月10日

ブロードバンドネットワークの拡張  
ベンチャーキャピタルや研究開発への投資アクセスの改善

このようなドイル知事のリーダーシップの下、州の経済成長の起爆剤となるハイテクベンチャー企業への投資を拡大するために、ウィスコンシン州法 255 (Wisconsin Act 255) が制定され、2004 年 12 月より施行されている。同法は、エンゼル投資家やベンチャーキャピタリストによる同州のベンチャー企業への投資を促進することを目的とし、ウィスコンシン州商務省に、初期ビジネス投資プログラム (Early Stage Business Investment Program) と、技術商業化のための補助金及び融資プログラム (Technology Commercialization Grant and Loan) を実施する権限を付与した。

(1) 初期ビジネス投資プログラム

ウィスコンシン州法 255 により創設された初期ビジネス投資プログラムは、ウィスコンシン州内の一定の基準を満たすベンチャー企業に投資したエンゼル投資家及びベンチャーキャピタルに税クレジットを提供することで、州内のベンチャー企業の育成を目指すプログラムである。ウィスコンシン州商務省は、エンゼル投資家やベンチャーキャピタルの認定を行い、以下の条件を満たすベンチャー企業に投資が行われているか監視する<sup>45</sup>。

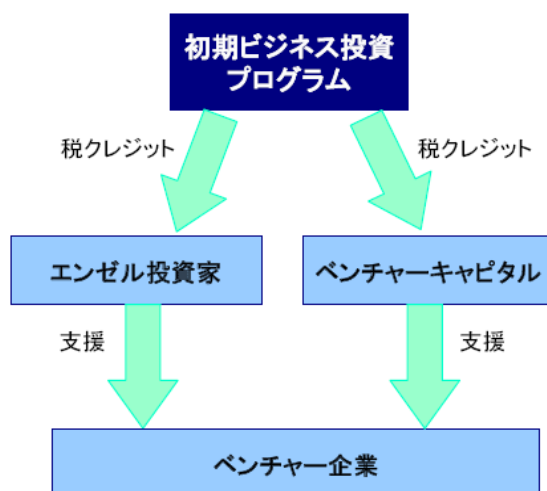
- ウィスコンシン州に本社があること
- 少なくとも 51% の従業員がウィスコンシン州で雇用されていること
- フルタイム従業員が 100 人以下、創業してから 7 年以内、民間からの現金投資 500 万ドル以下
- 以下のいずれかの事業に従事している又は従事することを表明すること
  - a) 新製品の開発又は新しい事業プロセスの構築
  - b) 製造業、農業、製品の加工又は組立て、研究開発
- 不動産開発、保険、銀行、融資、ロビー活動、政治的コンサルティング、弁護士・会計士・ビジネスコンサルタント・医師・ヘルスケアコンサルタントによるサービス、卸売り又は小売取引、サービス業、交通又は建築業を除く
- 特許技術に関連する商業化に向けた活動を行っていること
- ウィスコンシン州法 71.07(5d) によるエンゼル投資税クレジットの対象となる投資を合計 100 万ドル以上受けていないこと

ウィスコンシン州商務省は毎年、エンゼル投資家及びベンチャー向け税クレジットプログラムの運営資金として、最大 300 万ドルを確保している。エンゼル投資家やベンチャーキ

<sup>45</sup> Wisconsin Act 255, Comm 129.10

ャピタルは上記の条件を満たすベンチャー企業への投資（1社あたり最大50万ドルまで）に対し、最大12.5%の税クレジットを受けられる<sup>46</sup>。また、初期ベンチャー企業へのシード投資に対する税クレジットとして毎年350万ドルが確保され、ベンチャー1社あたり最大200万ドルまでの投資に最大25%の税クレジットを行っている<sup>47</sup>。以下にプログラムの概観を示す。

図14：初期ビジネス投資プログラム概観



出所：ワシントンコア

表9：初期ビジネス投資プログラム内容

プログラム内容	プログラム全体額	ベンチャー1社あたりへの投資額	税クレジット
エンゼル投資税クレジット	300万ドル	最大50万ドル	最大12.5%
ベンチャーキャピタル税クレジット	350万ドル	最大200万ドル	最大25%

出所：ウィスコンシン州商務省

## (2) 技術商業化のための補助金及び融資プログラム

ウィスコンシン州法255によるベンチャー支援策の第二の要素となるのが技術商業化プログラムである。同プログラムもウィスコンシン州商務省が管轄し、補助金又は融資額について決定する際は、以下の点が考慮される<sup>48</sup>。

<sup>46</sup> ウィスコンシン州商務省, <http://commerce.wi.gov/Act255/BD-Act255-angelinvestors.html>

<sup>47</sup> ウィスコンシン州商務省, <http://commerce.wi.gov/Act255/BD-Act255-venturecapitalseedfund.html>

<sup>48</sup> Wisconsin Act 255, Comm 129.30



- 申請者が事業に成功した場合に、州に及ぼす経済的影響の大きさ
- 申請者を支援する企業の特質
- 申請者から提示された必要性レベル
- 過去における申請者の初期段階融資の記録（連邦政府による資金も含む）
- 申請者の事業又は提案する事業の実現可能性
- 申請者が技術の商業化に成功する可能性
- 申請者の経営計画及び経営チーム
- 申請者が不動産開発、保険、銀行、融資、ロビー活動、政治的コンサルティング、医師・ヘルスケアコンサルタントによるサービス、卸売り又は小売取引、サービス業、交通又は建築業に従事していないこと

技術商業化のための補助金及び融資プログラムでは、現在、主に マッチング・グラント（Matching grants）、ブリッジ・グラント（Bridge grants）、ベンチャーキャピタル融資（Venture capital loans）の3種類の補助金及び融資が実施されている。以下に各補助金・融資プログラムの概要を示す。

表 10：技術商業化のための補助金及び融資プログラム内容

プログラム内容	目的	補助金・融資	条件
マッチング・グラント	技術革新的な製品やプロセス、サービスの開発及び商業化を行うために連邦補助金を申請しているベンチャー企業に対し、連邦補助金とのマッチングを提供	プロジェクトコストの最大 20%又は最大 25 万ドル	プロジェクトコストの 80%以上の資金を他のソースから得ること
ブリッジ・グラント	初期投資を第三機関又は連邦政府から受け、追加投資を申請中のベンチャー企業に対し、「死の谷」を越えるまでの期間、研究の継続又は基礎的な運用のための資金援助を行う	プロジェクトコストの最大 75%又は最大 10 万ドル	プロジェクトコストの 25%以上の資金を他のソースから得ること
技術ベンチャーファンド融資	ベンチャー企業が第三機関からの資金調達を受けられるように、低金利の融資を行う	プロジェクトコストの最大 50%又は最大 25 万ドル 金利 4%（融資金期間中固定利率）	プロジェクトコストの 50%以上の資金を他のソースから得ること

出所：ウィスコンシン州商務省

表 10 のように、技術商業化のための補助金及び融資プログラムはあくまで補助的な資金提供の色合いが強く、連邦政府や民間機関からの補助金や融資に申請又は結果待ちをしているベンチャー企業を対象とした内容となっている。また、同プログラムにより提供された補助金及び融資は、ウィスコンシン州内にて費やす必要がある等の制限がある。

その他、ウィスコンシン州商務省では、初期計画補助金（Early Planning Grant）<sup>49</sup>や技術支援補助金（Technology Development Fund）<sup>50</sup>等のベンチャー企業向けの支援プログラムを提供している。

### （3） 成果

ウィスコンシン州の経済コンサルティング会社であるノーススター・エコノミクス社（NorthStar Economics, Inc.）の報告書によると、2005年のウィスコンシン州におけるエンゼル投資は1,900万ドルを超えたという。1,900万ドルのエンゼル投資のうち、約1,400万ドルは個人エンゼル投資家による投資、残りの500万ドルはエンゼル組織からの投資となる。特にエンゼル組織からの投資は、2004年度から65%も増加し、エンゼル投資税優遇措置を受けた投資家（及び組織）数は290にのぼった。

米国のハイテク産業の業界団体である米国電子工学協会（American Electronics Association）も同様に、2005年のウィスコンシン州におけるベンチャーキャピタルによる投資の増加を報告している。同協会が2006年4月に発表した報告書によると、2005年同州におけるベンチャーキャピタル投資は19%増加し、ハイテク産業の雇用も最新の2004年のデータで前年から600増加した7万7,800を記録している。また、ウィスコンシン州からの技術輸出は2005年に前年から34%増加し35億ドルを記録し、同州全体の輸出高の23%を占めたという<sup>51</sup>。

このようにウィスコンシン州では、ドイル知事のイニシアチブの下、着実にベンチャー企業への投資が増加し、高給のハイテク産業における雇用の増加も見られるようになった。ウィスコンシン州法255の効果について、ウィスコンシン州金融機関省（Department of Financial Institutions）長官のロリー・ヘインマン氏（Lorrie Heinemann）は、同州下院中小企業委員会にて「起業家コミュニティの資金調達環境は明るくなってきている」と証言を行っている<sup>52</sup>。

<sup>49</sup> 総括的ビジネス計画を作成するためのコンサルティングとして州内の営利組織を雇うためのコストの一部を支援する。コストの最大75%又は最大3,000ドルまで提供。

<sup>50</sup> 連邦政府による研究開発資金に申請するための準備又はコンサルティングに係るコストの最大75%又は3,000ドルまで提供する。

<sup>51</sup> Targeted News Service, “Wisconsin’s Tech Export Grew by 34 Percent in 2005,” 2006年4月19日

<sup>52</sup> ウィスコンシン州下院中小企業委員会, 2006年5月10日

## 2.2 リスクキャピタル支援 : ニューメキシコ州



米国南西部ニューメキシコ州は、メキシコと国境を接し、先住民とヒスパニック、アングロサクソンの 3 つの文化が融合した独特の雰囲気を持つ州である。2005 年の GDP は全米 38 位の 65 億 8,000 万ドル<sup>53</sup>と決して高い方ではないが、同州は近年、大幅な減税・ビジネス誘致政策により、近年

成長の目覚ましい州として注目を集めている。ビル・リチャードソン氏 (Bill Richardson、民主党) が州知事に就任した 2003 年以降、同州は資本取得税を 50% 減税した他、個人所得税を段階的に下げ、2008 年には 2003 年に比べ 40% も低い 4.9% となる。更に同州の固定資産税は全米で最も低い。また、同州は官民から成る非営利組織、ニューメキシコパートナーシップ (New Mexico Partnership) を通じた企業誘致を行っている。2004 年に設立されたニューメキシコパートナーシップは、地方コミュニティと共同し、ビジネスの要件に合致する場所の選定や同州の税制度などの情報を無料で提供している。

このように積極的な経済開発活動を行っているメキシコ州であるが、ここでは州投資協議会 (State Investment Council : SIC) とニューメキシコ州経済開発局 (Economic Development Department) によるベンチャーキャピタル及び地域開発プログラムに着目することにする。

### (1) 州投資協議会 (SIC)

SIC はリチャードソン州知事が議長を務め、知事を含めた 9 人から成る協議会で、ニューメキシコ州の 3 つの永久基金<sup>54</sup>を運用している。SIC は、将来の世代が現在と同じ利益を受けられるように基金の運用を行っており、また、基金を適切に投資することで、ニューメキシコ州の一般会計収入源として最大限の利益を生み出すことが求められている。

資金管理を実際に行っているのは州投資局 (State Investment Office : SIO) であり、局長は州知事から任命される。SIO はニューメキシコ州で最大のファンドマネージャーであり、3 つの永久基金や州政府省庁から集まった資金を 7 つの投資プールに配分し、運用を行っている。以下に、SIO が展開する代表的なプログラムを紹介する。

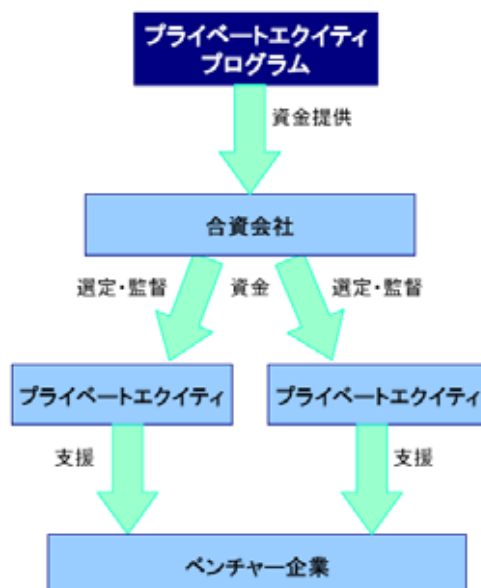
<sup>53</sup> 商務省経済分析局, "Gross Domestic Product (GDP) by State, 2005," 2006 年 10 月発表

<sup>54</sup> Land Grant Permanent Fund、Severance Tax Permanent Fund、Tobacco Settlement Permanent Fund

### プライベートエクイティ・プログラム ( Private Equity Program )

プライベートエクイティ・プログラムは、ニューメキシコ州におけるベンチャー企業又は事業拡大・建て直しを行うための資金を提供するプログラムである。同プログラムにおいて、SICは合資会社 ( limited partnerships ) を通じてプライベートエクイティに投資資金を提供する。合資会社はプライベートエクイティの選定や投資の監督を行う一方、ベンチャー企業への投資についてプライベートエクイティに判断を委ねている。この手法はSICの投資リスクは高くなるものの、高いリターンも期待でき、投資ポートフォリオの多様化に貢献している。SICは現在、20 のプライベートエクイティに投資を行い、ニューメキシコ州の会社に投資を行うよう義務付けている。SICは現在までに同プログラムに合計 2 億 500 万ドルを投資している<sup>55</sup>。

図 15 : プライベートエクイティプログラム概観



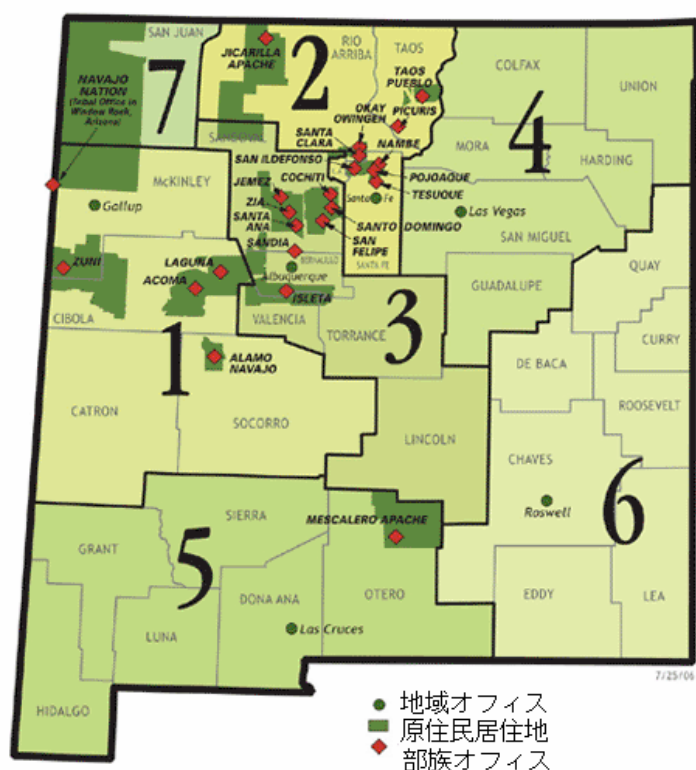
出所：ワシントンコア

### (2) 経済開発局

ニューメキシコ州経済開発局は、ニューメキシコ州の住民がより良い仕事と生活を送ることを目標とし、研究開発の促進、職業訓練への財政支援、企業の誘致など多様な活動を行っている。経済開発局はニューメキシコ州を 7 つのゾーンに分け、各ゾーンに地域オフィスと部族オフィスを設け ( 図 16 参照 ) 支援に当たっている。

<sup>55</sup> SIC年次報告書 2004 年

図 16 : ニューメキシコ州経済開発局ゾーン分け



出所：ニューメキシコ州経済開発局

経済開発局はベンチャーキャピタルへの支援は行っていないが、各地方コミュニティが自発的に経済開発を行うための興味深いプログラムを運用している。

#### 地方経済開発法（Local Economic Development Act）の推進

経済開発局では、各コミュニティが地方経済開発法（Local Economic Development Act）を可決し、経済開発組織と戦略的開発計画の作成を内容とする条例を制定するための支援を行っている。経済開発局の支援活動には、コミュニティで開催される地域開発関連の協議会への参加の他、同法を可決した他のコミュニティの事例共有、コミュニティへの広報活動等が含まれる。リチャードソン知事が就任して以降、ニューメキシコ州の 64 のコミュニティで地方経済開発法が可決された。これにより、各コミュニティがそれぞれのニーズに沿った経済開発計画に着手することが期待できる。

#### 認定コミュニティイニシアチブ（Certified Community Initiative）

ニューメキシコ州経済開発局は、地域開発計画策定のための一定の基準に達したコミュニティを「認定コミュニティ（Certified Community）」として認めている。認定されたコミュニティには、経済開発局から補助金の提供を受けたり、プレスリリースやメディアへ

の公開を通じたコミュニティの宣伝活動等の特典が与えられる。認定コミュニティとなるためには、地方経済開発法を可決し、それに伴う地域経済開発組織の設立、経済計画やマーケティング計画の作成、土地や建物の一覧表作成などを実施する必要がある。

### (3) 成果

SICは2004年度の年次報告書の中で、「プライベートエクイティ・プログラムは1988年に開始されて以降、非常に良い成果を残してきた」と評価している。同プログラムの内部投資収益率（Internal Rate of Return：IRR）<sup>56</sup>は毎年変動し、マイナスとなる年もあるものの、平均すると14.2%に達するという<sup>57</sup>。また、ニューメキシコ州では2003年以降、4万もの新規雇用が創出され、失業率は2003年の6.8%から2005年には5.2%まで減少している<sup>58</sup>。

## 2.3 イノベーション支援イニシアチブ：インディアナ州



米国中西部インディアナ州は、シカゴやデトロイト、セントルイス等の米国の大都市圏の中心に位置し、高速道路が多く交差する交通の要所として知られている。2005年1月にインディアナ州知事に就任したミッチ・ダニエルズ氏（Mitch Daniels、共和党）は、就任直後から選挙中の公約であった

経済改革に着手した。同年2月、ダニエルズ氏はビジネスのニーズへと迅速に対応するため、それまでのインディアナ州商務省に替わる州機関として、インディアナ経済開発公社（Indiana Economic Development Corporation：IEDC）を設立した。IEDCは、ピインディアナ州企業の成長と新しい企業の誘致を任務とし、特に経済開発に関してはそれまで複数の州に分散していた権限を集中させ、単独で行うこととなった。

IEDCは経済開発に係る様々なプログラムを運用しているが、イノベーションを促進するための政策としてここでは研究開発基金と税クレジットプログラムに注目する。

<sup>56</sup> 投資利回りを計算する手法の1つで、投資した金額に対して、どのくらいの分配金が戻ってきたのか、分配金を現在価値に引きなおして複利計算し、その結果を年率で表示する。（野村證券証券用語解説集より）

<sup>57</sup> SIC年次報告書2004年

<sup>58</sup> Business Xpansion Journal (BXL), 2005年5月1日

### (1) インディアナ 21 世紀研究技術基金

インディアナ 21 世紀研究技術基金 (Indiana 21<sup>st</sup> Century Research and Technology Fund) は、先進技術の開発と商業化による州経済の多様化を促進する目的で 1999 年に設立された。基金と同時に設立された理事会は、インディアナ州の産学セクターを代表する人物から構成され、貢献に対する奨励制度や基金に関する方策の検討を行っている。同基金は従来、学術分野から産業界への技術移転を含む産学パートナーシップを重視していたが、近年は中小企業における革新的技術開発に重きを置く方向へシフトしている。

#### 奨励制度

インディアナ 21 世紀研究記述基金による奨励制度では、地域において研究開発に従事するリサーチプログラムに対し助成が行われる。理事会や科学技術研究員及び経済専門家からなるパネルにより、奨励の対象となる研究記述計画を検討した結果、助成の対象が決定される。検討の際は、科学的メリットや経済開発に及ぼす影響等について考慮される。対象者への助成は、最大 2 年で 500 万ドルまでが授与される<sup>59</sup>。2006 年には 28 件で合計 3,020 万ドルが、選ばれたインディアナ州のベンチャー企業及び教育機関に提供された。

近年、同制度の対象が、従来の研究機関による基礎研究重視から、研究機関や中小企業から生まれたハイテクの商業化を支援する方向へとシフトしている。「同制度の本来の目的は、初期段階の研究を支援し、イノベーションを促進することであった。現在は次のフェーズを見据えており、インディアナ州に高給の雇用をもたらすであろう技術の商業化に着目している」とIEDC起業・中小企業局長のブルース・キッド氏 (Bruce Kidd) は述べている<sup>60</sup>。

#### SBIR/STTR マッチング

インディアナ 21 世紀研究技術基金はまた、インディアナ州の中小企業がSBAの中小企業支援プログラムであるSBIR (Small Business Innovation Research) <sup>61</sup> 及びSTTR (Small Business Technology Transfer) <sup>62</sup>による補助金を受けるためのマッチング資金を提供している。研究開発プロジェクト 1 件につき最大 10 万ドルまでが供与される (1 つの機関に複数のグラントが授与されることもある)。2005 年 7 月 1 日から 2006 年 6 月 30 日までの 1 年間で、58 研究開発に合計 542 万ドルが授与された<sup>63</sup>。

<sup>59</sup> 21 世紀研究技術基金ウェブサイト, <http://www.21fund.org/aboutfund.aspx>

<sup>60</sup> US States News, "Indiana Economic Development Corporation Successfully Drives Market-Changing Innovation, Job Growth Through 21<sup>st</sup> Century Research, Technology Fund," 2006 年 11 月 11 日

<sup>61</sup> 研究開発における中小企業の参画や技術イノベーションの促進を主目的とするSBA管轄のプログラム

<sup>62</sup> 連邦政府のイノベーション研究開発分野における資金提供の機会を中小企業に拡大するプログラムで、連邦政府による研究開発費用の一定の割合が中小企業又は非営利の研究機関に割り当てられる

<sup>63</sup> 21 世紀研究技術基金 年次報告書 2005 年 7 月 ~ 2006 年 6 月

IEDC副社長のネーサン・フェルトマン氏 (Nathan Feltman) は「2004 年、(インディアナ州近隣の) オハイオ州は 270、ミシガン州は 153 のSBIR/STTR補助金を受けているにも関わらず、インディアナ州は 35 件であった」とし、州内のベンチャー企業が連邦からより多くの補助金を受けられる体制作りの重要性を強調した<sup>64</sup>。IEDCは、海軍の研究所で 4 年以上にわたりSBIR/STTRプログラムに関わってきたブロック・パイン氏 (Brooke Pyne) をSBIRイニシアチブのディレクターとして採用し、2008 年までに現在の 2 倍の数のSBIR/STTR補助金をインディアナ州のベンチャー企業が受けることを目指している<sup>65</sup>。

### (2) 研究開発税クレジット

2005 年 5 月、本社をインディアナ州に移転する企業への税クレジットや研究開発税クレジットを増加する内容のインディアナ州上院法 1 (Senate Act 1) が成立した。同法により、2008 年以降、対象となる研究開発の初めの 100 万ドルの投資に対する税クレジットがそれまでの 10% から 15% に増加する。また、2005 年 6 月 30 日以後に購入した研究開発のための機器に係る消費税の 50% が、2007 年 6 月 30 日以降の購入に対しては 100% が還元される<sup>66</sup>。

### (3) 成果

US State News紙は、2006 年に提供されたインディアナ 21 世紀研究技術基金の奨励制度により、今後 3 年で 2,000 の新規雇用が創出されることを予測している<sup>67</sup>。ダニエルズ知事もまた、「インディアナ州経済の成長のために、私たちは起業家によるイノベーションのサポートと雇用の創出を主要な方針として定めており、(インディアナ 21 世紀研究技術基金) 奨励制度によりこの重要な方針を達成しつつある」と述べ、同制度を高く評価している<sup>68</sup>。

また 2006 年 8 月、IEDC は 2006 会計年度 (2005 年 7 月 1 日から 2006 年 6 月 30 日) のパフォーマンスデータを発表し、1 年間で 1 万 5,722 の新規雇用が創出され、39 億ドルの

---

<sup>64</sup> US State News, "State Implements Aggressive Program to Assist Entrepreneurs with Obtaining More Federal R&D Grants," 2006 年 10 月 30 日

<sup>65</sup> US State News, "Indiana Economic Development Corporation, Universities Collaborate to Attract Federal Grants for Small High-Tech Businesses," 2006 年 5 月 2 日

<sup>66</sup> IEDC, "Business Incentives," <http://www.in.gov/iedc/pdfs/OpenForBusiness.pdf>

<sup>67</sup> US States News, "Indiana Economic Development Corporation Successfully Drives Market-Changing Innovation, Job Growth Through 21<sup>st</sup> Century Research, Technology Fund," 2006 年 11 月 11 日

<sup>68</sup> 同上



民間による資本投資としてが行われたとした。また、新しく創出された雇用の時給は 20.77 ドルと、インディアナ州の平均時給の 16.70 ドルを大きく上回った<sup>69</sup>。

## 2.4 イノベーション支援イニシアチブ : デラウェア州



米国北東部デラウェア州は、米国においてロードアイランド州に次ぎ 2 番目に面積が小さく、人口 83 万人ほどの小さな州であるが、進歩的で企業にとって有利な企業法や、洗練された裁判制度<sup>70</sup>を確立していることから、米国の上場企業の 50%、Fortune 500 にランキングされる会社の 60%がデラウェア州で設立されている<sup>71</sup>。例えば、全米第 3

位の化学メーカーであるデュポン社 (E. I. du Pont de Nemours and Company) や、生命保険会社のアメリカン ライフ インシュランス カンパニー (American Life Insurance Company : ALICO) はデラウェア州に本社を置いている。

2001 年にデラウェア州知事就任したルース・ミナー氏 (Ruth Minner) は、2004 年 1 月に「ニューエコノミー・イニシアチブ (New Economy Initiative)」と呼ばれる包括的な経済開発政策を発表した。同イニシアチブは、先端技術やクリーンエネルギー等の分野において質の高い雇用を創出するために、以下の 8 事項を基本方針として挙げている。

表 11 : デラウェア州ニューエコノミー・イニシアチブ概要

項目	概要
デラウェア競争力基金 Delaware Competitiveness Fund	グローバル市場で競争力を持つために、デラウェア州にある企業が設備投資を行い、高給雇用を保持するための投資を行う
ベンチャーキャピタル Venture Capital	デラウェア州のベンチャーキャピタルに先端技術を扱う企業への投資を目的とした資金提供を行う
技術系中小企業シード基金 Technology-Based Small Business Seed Funds	人員削減を行った企業の技術者・科学者やアカデミック分野の研究者等が起業したデラウェア州の技術系ベンチャー企業に資金提供を行う

<sup>69</sup> US States News, “Indiana Economic Development Efforts Set New Records, IEDC Surpasses 2005 Performance for Job Commitments and Capital Investment,” 2006 年 8 月 23 日

<sup>70</sup> デラウェア州の衡平法裁判は、陪審員ではなく裁判官が裁定を諮るシステムとなっており、企業関連の法律に熟知した裁判官が多い。また、全ての決定が文書化され、判例として用いることが可能となっていることから裁判の予測がしやすい。

<sup>71</sup> デラウェア州ウェブサイト, <http://www.state.de.us/corp/>

バーチャル先端技術インキュベータ Virtual Emerging Technologies Incubator	技術系ベンチャー企業が必要とするサービス（法的アドバイス、マーケティングアドバイスなど）をウェブキャスト等を通じてオンライン上で提供する
クリーンエネルギー研究センター Clean Energy Research Center	民間セクターや大学と提携し、燃料電池に関する研究を行う研究センターを設置する
クリーンエネルギー・パフォーマンス補助金 Clean Energy Performance Grants	光電池や燃料電池、風力エネルギー等クリーンエネルギー関連部品を製造する企業に補助金を助成する
競争的研究活性化実験プログラム Experimental Program to Stimulate Competitive Research (EPSCoR)	国立科学財団の EPSCoR プログラム（州が投資する額の 2 倍のマッチング資金を EPSCoR 基金から受けられる）の活用
戦略的基金 Strategic Fund	雇用の創出・保持、中小企業の革新的研究への補助金、大企業での再トレーニングプログラムなど雇用の増加と事業拡大のための資金提供を行う

出所：デラウェア州知事室

### （１） 民間セクターのイノベーション促進

ミナー知事は、ニューエコノミーイニシアチブの基盤となる民間セクターによるイノベーションを促進するために、2005 年以降、以下のプログラムを新しく創設した。

#### 先端技術センター（Emerging Technology Center）の設立

先端技術センターは、技術系中小企業シード基金の一環として、先端技術を持つ起業家を特定、育成することを目的とする。同センターでは広範囲の包括的なビジネスネットワークを活用し、技術の商業化へのアイデアを実現に移し、事業で成功するための様々なサービスを提供する。デラウェア州経済開発局（Economic Development Office）は 2005 年、同センターの設立のため 100 万ドルを拠出し、2006 年 11 月から正式なサービス提供が開始された。先端技術センターの運営は、経済開発局と契約を結んだ GSP コンサルティング社（GSP Consulting）が担っている。

#### イノベーションセンター・パートナーシップ

2005 年 6 月、ミナー知事とデラウェア州を代表する企業であるデュポン社の会長兼 CEO のチャールス・ホリデー氏（Charles Holliday）は、デラウェア州とデュポン社との間でイノベーションセンター・パートナーシップを結んだことを発表した。同パートナーシップは、地元の大企業と州が協力し、イノベーションを生む土壌を育成する目的で、デュポン社は本社のあるウィルミントンの実験ステーション研究所（Experimental Station Laboratories）に 8,000 万ドルの設備投資を行う。実験ステーションにはデュポン社のイノベーションセンターも設置され、同社の事業をインキュベートするためのマーケティング要員や技術者が配置される。デュポン社はまた、知的財産権を先端技術センターに提供したり、デラウェア州の高校生のためのバイオテクノロジーセミナーの開催のため州と協力することも含まれている。

## 知的財産権事業創出プログラム

2006年10月、デラウェア州経済開発局は知的財産権創出プログラムの立上げを発表した。同プログラムは、デュポン社とヘラクレス社（Hercules Corporation）が主力製品・サービスではなくなった特許を寄贈し、デラウェア州経済開発局からライセンスを受けた起業家や技術系企業がそれを活用できるというものである。プログラム創設にあたり、デュポン社は250の特許と先端技術パッケージを、ヘラクレス社は5つの特許を寄贈し、経済開発局はプログラム開始時点で105の特許がデラウェア州の企業に対して公開可能となっているとしている<sup>72</sup>。

同プログラムについて、デラウェア州経済開発局長のジョディ・マッキニー・シェリー氏（Judy McKinney-Cherry）は、「この革新的プログラムにより、デラウェア州の技術系起業家に際立った優位性を提供するものになるだろう」と述べている<sup>73</sup>。

## （2）成果

上述したプログラムはいずれも比較的新しいものであることから、各プログラムの具体的な成果はまだ報告されていない。ただし、デラウェア州の労働局と経済開発局の2005年年次報告書によると、一般的にデラウェア州の失業率は2006年12月時点で3.4%となり、2005年12月の4.6%より1%以上低い結果となった<sup>74</sup>。また、同期間の雇用数（農業以外）は6,700増加している。<sup>75</sup>

---

<sup>72</sup> デラウェア州経済開発局プレスリリース, 2006年10月19日

<sup>73</sup> 同上

<sup>74</sup> デラウェア州労働省ウェブサイト,  
<http://www.delawareworks.com/OOLMI/Information/data/quickfacts.shtml>

<sup>75</sup> デラウェア州経済開発局 年次報告書 2005年

### 第3章 教育機関・民間レベルでの取り組み

中小企業支援を通じた地域振興を促進するための取り組みは、教育機関や民間レベルでも行われている。これらは、地元のベンチャー企業と教育機関が連携し、学生間の地元のベンチャー企業や起業に対する興味・意識を高めることで、結果として高等教育を受けた優秀な学生を地元に残めることにつながるとの考えに基づいている。以下に、産学パートナーシップの例としてインディアナ・ベンチャーセンター（Indiana Venture Center）と、イノベーションによる地域開発に着目した競争力委員会（Council on Competitiveness）の活動についてその概要を示す。

#### 3.1 産学パートナーシップの例：インディアナ・ベンチャーセンター

インディアナ・ベンチャーセンター（Indiana Venture Center）は、インディアナ州における起業家を支援する目的で2003年9月に設立され、2004年1月からサービス提供を開始した非営利組織である。同センターは急成長が見込まれるベンチャー企業の創出と、転職希望者や大学卒業者に就業の機会を提供する促進剤となることを目指している。

同センターの出資者であるマイク・ハットフィールド氏（Mike Hatfield）は、インディアナ州で生まれ大学を卒業したものの、当時のインディアナ州はベンチャー企業を支援する環境が整っていなかったことから、カリフォルニア州で起業し成功した経歴を持つ。同氏はインディアナ・ベンチャーセンターに出資する背景として、多くの優秀なビジネスマインドを持つ人々がインディアナ州から流出するのを防ぐためであると語っている<sup>76</sup>。インディアナ・ベンチャーセンターには、ハットフィールド氏の他にも、セントラル・インディアナ・コーポレート・パートナーシップ<sup>77</sup>が出資している。

同センターで提供するサービスは以下の通りとなる。

- 起業家の資質についての評価
- 事業コンセプトの実現可能性調査
- 事業計画レビュー
- 製品又はサービスのレビュー及び妥当性の評価
- 事業戦略レビュー

<sup>76</sup> インディアナ大学ニュースリリース, 2003年8月25日

<sup>77</sup> 同パートナーシップは約50人の企業のCEOや大学の学長から成り、インディアナ州に持続可能な繁栄をもたらす、現在の住民や将来の世代の生活の質を向上させる目的で、経済研究や経営戦略の作成、公共政策の提言を行っている。

- マネジメントレビュー
- 資金調達の円滑化<sup>78</sup>
- ベンチャー企業への学生・卒業生の斡旋
- 大学間又は大学・企業間のコネクション強化
- 技術移転及び商業化のための支援

インディアナ・ベンチャーセンターの特徴として、州内の大学とのコラボレーションが挙げられる。大学間では通常、学生や資金を巡る競争が行われがちであるが、協調することで州内のビジネスが成長するための環境を大きく改善できるという認識の下、ボールステート大学（Ball State University）、バトラー大学（Butler University）、インディアナ大学（Indiana University）ビジネススクール、パーデュー大学（Purdue University）、ローズハルマン工科大学（Rose-Hulman Institute of Technology）、エヴァンスビル大学（University of Evansville）、ノートルダム大学（University of Notre Dame）の7校が同センターのパートナーとなっている。以下に、インディアナ・ベンチャーセンターにおいて、パートナー大学が関わる主なプログラムをまとめた。

表 12：インディアナ・ベンチャーセンターにおける主要プログラム

項目	概要
大学間パートナーシップ起業訓練 University Partnership Entrepreneur Challenge	7大学から大学3年生と4年生が集まり、グループを組んで起業・資金調達のアイデアを競う2日間の合宿を実施。大学教員やハイテク企業の重役がアドバイスやフィードバックを提供する。
インディアナ・フェローシップ Hoosier Fellowship	同フェローシップに選ばれた学生は、急成長するインディアナ州のベンチャー企業で働く機会を得る。
インターンシップ Internships	ベンチャー企業への学生インターンシップの斡旋。
大学からの支援 University Assistance	ベンチャー企業が大学の授業におけるプロジェクトに参加したり、大学教員からアドバイスを受けることができる。

出所：インディアナ・ベンチャーセンター

インディアナ大学ビジネススクール・インディアナポリス校の副学部長であるロジャー・スカメナー氏（Roger Schmenner）は、「このコラボレーションは、インディアナ州の最

<sup>78</sup> インディアナ・ベンチャーセンターはAngelNetと呼ばれる、インディアナ州のエンゼル投資家やベンチャー企業のためのコネクション、知識、資源を提供する民間ネットワークを持っている

も優れたビジネススクールにおいて才能とエネルギーという財産を集結させるものである」と同センターの意義を述べている<sup>79</sup>。

### 3.2 競争力審議会

競争力審議会（**Council on Competitiveness**）は産官学のリーダーから成る非営利、無党派の政治活動組織で、米国の競争力と経済的リーダーシップを推進するための行動指針を設定している。同審議会は、米国の競争力を高める原動力としてイノベーションを認識するとともに、イノベーションによる地域経済開発に着目し、「地域イノベーションイニシアチブ（**Regional Innovation Initiative**）」を立ち上げている。以下に、地域イノベーションイニシアチブの目的を示す<sup>80</sup>。

- 連邦、州、地域の関係者に、イノベーションによる経済開発に必要な条件について認知を高める
- イノベーションを促進する地域プラットフォームを強化するための政策の優先順位と実行についてのコンセンサスを促す
- 産官学フォーラム及びアイデアや経験を共有するパートナーシップ設立のための支援を行う
- 州や地域がイノベーションによる資産を記録、評価、ベンチマークするためのツールや技術を提供する
- 州及び地域の経済開発イニシアチブを進展・支援する

地域イノベーションイニシアチブでは、EDAと協力して、全米 6 地域（ニューメキシコ州中部、オハイオ州北東部、デラウェア州ウィルミントン、ミシガン州西部、内陸部の北西地域<sup>81</sup>、ミズーリ州セントルイス）において地域イノベーション評価を行った。また、競争力審議会は地域イノベーションに関して、特にクラスターに着目した「クラスターによるイノベーションイニシアチブ（**Clusters of Innovation Initiative**）」として、5 地域（ジョージア州アトランタ、ペンシルバニア州ピッツバーグ、カリフォルニア州サンディエゴ、カンザス州ウィチタ、ノースカロライナ州リサーチトライアングル<sup>82</sup>）のイニシアチブの検証も行っている。

<sup>79</sup> インディアナ大学ニュースリリース、2003 年 8 月 25 日

<sup>80</sup> 競争力審議会ウェブサイト、<http://www.compete.org/nri/>

<sup>81</sup> ワシントン州スポーケンを中心とする内陸地域

<sup>82</sup> ノースカロライナ州ピエモンテを中心とする地域で、ノースカロライナ州立大学、デューク大学、ノースカロライナ大学などが同地域には含まれる

ここでは、競争力審議会の地域イノベーションイニシアチブから、ペンシルバニア州ピッツバーグの例を抽出し、審議会の調査結果と勧告の概略をまとめる。

### ペンシルバニア州ピッツバーグ



「鉄の町」として世界的に有名なペンシルバニア州ピッツバーグであるが、1980年代以降の多くの製鉄所や大企業の工場の閉鎖、知識ベース産業やサービス業の急成長を背景に、現在では経済の多様化が進んでいる。ピッツバーグの大学やカレッジはクラスターの中心的役割を果たしており、地域のノレッジセンターから技術が転用されて起業に結びつく例も多い。

図 17 にピッツバーグのクラスターを構成する各セクターをまとめる。

図 17 : ピッツバーグにおけるクラスター構成

民間セクター	官民ジョイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Pittsburgh Regional Alliance</li> <li>■ Cluster-specific Organizations (Pittsburgh Technology Council等)</li> <li>■ Manufacturing Assistance Center</li> <li>■ Advanced Manufacturing Network</li> <li>■ Industrial Development Authorities</li> <li>■ Center for Economic Development</li> <li>■ SPIRC</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Pittsburgh Digital Greenhouse</li> <li>■ Pittsburgh World Trade Center</li> <li>■ Governor's Action Team/ Team PA</li> <li>■ Allegheny Conference on Community Development</li> <li>■ Pittsburgh Life Science Greenhouse</li> </ul>
非公式ネットワーク	公共セクター
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Carnegie Mellon University Alumni</li> <li>■ University of Pittsburgh Alumni</li> <li>■ Dequesne University Alumni</li> <li>■ Angel investor community</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Small Business Administration</li> <li>■ Small Business Development Centers</li> <li>■ SWPA Regional Development Council</li> <li>■ Innovation Works/ Ben Franklin</li> </ul>

出所：競争力審議会

競争力審議会は 2002 年 4 月にピッツバーグのクラスターによるイノベーションイニシアチブに着目し、ピッツバーグのクラスターが抱える問題点を提示し、解決のための勧告を行っている。競争力審議会はピッツバーグのクラスターについてそれまでの成果を評価しつつ、以下の課題を挙げた。

- 労働力の保持とリクルート
- 特許増加率、ベンチャーキャピタルによる投資が全米平均やベンチマークとなる地域より低い
- ベンチャー企業育成のためのネットワークが十分でない
- クラスターを構成する会社間での情報や知識の共有が十分でない
- 産官学のコラボレーションが十分でない
- インフラの老朽化

このような課題を受けて競争力審議会は以下の提言を行っている。

- 先進的製造業と新技術の両分野でグローバルリーダーシップを築く
- 大学から生まれる商業化の可能性を活用する
- ピッツバーグの優れた医療センターをより強化する
- 大学以外の研究機関を誘致する
- クラスター内の協力を効率的に促進するための組織を強化する
- クラスターを構成する組織同士が協力するための機会や接点を増やす
- 州政府との協力を深める
- 地域の特性と長所について調査する



## 第4章 分析結果（まとめ）

### 4.1 連邦政府による取り組み

- 商務省、財務省、中小企業庁に見られる連邦省庁は、経済が低迷する地域やマイノリティ組織への補助金支援を通じた地域経済開発に主眼を置いている。また、地域による主導的な取り組みを優先し、連邦政府はあくまでこれを支援する方針を基盤とする。その支援は、中小企業への直接的支援ではなく、地域開発を主導するコミュニティ組織や、地域のベンチャー企業への投資を行う投資家やベンチャーキャピタル、金融機関への支援により間接的に地域経済開発に貢献する形態をとっている。
- 個別のプログラムに着目すると、商務省経済開発局（EDA）により提供される補助金の63%が公共事業プログラムであるほか、財務省 CDFI 基金による支援を受けた地域開発機関（CDE）の投融資の75%が商業不動産の復旧や建設のために使用されているなど、インフラ整備への支援が主体となっている。
- また、CDFI 基金や SBIC プログラムに代表されるように、地域開発に貢献するベンチャー企業へ投資する金融機関へ税制面での優遇措置は取るものの、資金運用はあくまで投資運用責任者の責任とし、市場の原理を出来る限り優先するという基本姿勢を示している。

### 4.2 州政府による取り組み

- 米国では本報告書で取り上げたウィスコンシン州、ニューメキシコ州、インディアナ州、デラウェア州をはじめ、各地で知事の強力なリーダーシップの下、積極的なベンチャー育成プログラムを実施している。州内で高い技術を持つベンチャー企業を増加させることで、地域の雇用増加や活性化が期待できるとの考えに基づく。
- ただし、その支援の形態は各州で異なる。大きく分類すると、同調査の事例では、ベンチャー企業への投資促進と、技術の商業化を促すための研究開発支援の2種類が見られた。投資促進では、ウィスコンシン州が、連邦政府による金融機関・投資家支援策に類似した、州内のベンチャー企業に投資する投資家やベンチャーキャピタルへの税優遇措置を提供する初期ビジネス投資プログラムを実施している。また、ニューメキシコ州のプライベートエクイティ・プログラムでは、合資会社を通じてプライベートエクイティに投資を行っており、州政府による資金がより直接的に投資家まで到達

する仕組みとなっている。連邦政府と同様に、両州政府ともベンチャー企業への直接の投資は行っていない。

- 先進技術の開発と商業化を促進するため、ベンチャー企業の研究開発を支援する州政府の取り組みも見られる。例えば、インディアナ州では、研究開発に係る投資に対し税優遇措置を設けたり、州内のベンチャー企業が連邦政府からの研究開発資金を得られるようマッチング資金の提供を行っている。ウィスコンシン州でもマッチング資金の提供の他、連邦政府や第三機関に追加支援を申請中のベンチャー企業に対し、資金援助を行っている。デラウェア州では、同州が抱える大企業（デュポン社とヘラクレス社）の持つ特許をベンチャー企業が利用できるというユニークなプログラムを立ち上げた。

#### 4.3 教育機関・民間レベルでの取り組み

- 教育機関は商業化に至ってない優れた研究やリソースの宝庫であり、また高等教育を通じて起業家を育成する場でもある。大学と地元のベンチャー企業が提携し、インターンシップ等の機会を学生に提供することで、学生がベンチャー企業について学び、引いては起業マインドを高める効果が期待できるとの考えのもと、産学間のパートナーシップが展開されている。
- インディアナ・ベンチャーセンターを代表とする民間機関は、産学セクターの橋渡しの存在として、インターンシッププログラムを実施したり、中小企業からの求人を大学側と共有することで、優秀な学生の地元からの流出を防ぐ役割の一端を担っている。また、大学で行われている研究について企業側が認知する機会を提供し、地元におけるハイテク産業の促進につなげている。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

〒105-8453

東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

電話 03-5470-2375

<http://www.smrj.go.jp>